

一般社団法人 東京電機大学校友会 規定・規則等一覧

【2024年8月現在】

頁	名 称	決議機関		委員会 検討日	理事会 決裁日	総会 決議日	備 考
		理事会	総会				
01	一般社団法人東京電機大学校友会定款	○	○	H26.10.23	H26.11.18	H27.6.6	
10	支部規則	○		R1.7.11	R1.7.16	-	
14	支部連絡協議会規則	○		R4.5.10	R4.5.17	-	
16	同窓会規則	○		H27.9.3	H27.9.15	-	
18	入退会及び会費に関する規則	○	○	H25.10.8	H25.11.26	H26.6.21	
20	会費積立金に関する規則	○	○	H25.11.12	H25.11.26	H26.6.21	
21	会費積立金に関する規則に係る細則	○		H28.1.18	H28.2.16	-	
22	代議員選出規則	○		H26.8.28	H26.9.16	-	
25	社員総会運営規則	○	○	H25.11.12	H25.11.26	H26.6.21	
30	役員選任規則	○	○	H25.11.12	H26.4.22	H26.6.21	
31	役員候補者管理委員会規則	○	○	H30.1.23	H30.2.13	H30.6.9	
33	役員候補者管理委員会規則施行細則	○		H29.2.23	H29.3.7	-	
34	理事職務権限規則	○		H29.7.25	H29.9.12	-	
36	監事監査規則	○		H27.9.3	H27.9.15	-	
39	役員費用弁償規則	○	○	H25.12.9	H26.4.22	H26.6.21	
40	役員費用弁償施行細則	○		R6.4.15	R6.6.25		
41	理事会運営規則	○		H26.9.25	H26.10.21	-	
44	総務委員会規則	○		H26.10.23	H26.11.18	-	
46	財務委員会規則	○		H26.10.23	H26.11.18	-	
48	事業委員会規則	○		H26.10.23	H26.11.18	-	
50	広報委員会規則	○		H26.10.23	H26.11.18	-	
52	組織委員会規則	○		H26.10.23	H26.11.18	-	
54	事務局規則	○		H27.8.25	H27.9.15	-	
55	大学同窓会会則	総会		R2.6.6	R2.6.6	-	総会にて決定⇒理事会へ報告
58	中学・高等学校同窓会会則	総会		R2.6.20	R2.7.14	-	総会にて決定⇒理事会へ報告
62	電機学校同窓会会則	総会		H28.4.23	H28.5.17	-	総会にて決定⇒理事会へ報告
65	旅費規則	○		H27.8.25	H27.9.15	-	
67	個人情報保護規則	○		H30.1.23	H30.2.13	-	
74	奨学金規則	○		H30.1.23	H30.2.13	-	
78	会計処理規則	○		H29.7.25	H29.9.12	-	
83	会計処理規則施行細則	○		H29.7.25	H29.9.12	-	
84	資金運用規則	○		H30.1.23	H30.2.13	-	
86	資金運用規則施行細則	○		H30.1.23	H30.2.13	-	
88	慶弔等規則	○		H27.9.3	H27.9.15	-	
91	文書取扱規則	○		H26.8.28	H26.9.16	-	
93	印章管理規則	○		H27.8.25	H27.9.15	-	
95	参与規則	○		H27.2.26	H27.3.3	-	
96	【雛形】各支部会則			-	-	-	

一般社団法人東京電機大学校友会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人東京電機大学校友会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都足立区に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 この法人は、学校法人東京電機大学と緊密に連携を保持し、その発展に協力し、会員相互の親睦研修と、教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 研究発表会、講演会及び見学会等の開催
- (2) 学校法人東京電機大学の発展に寄与する事業
- (3) 機関誌の発行
- (4) 会員の共益に資する事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において実施するものとする。

(支部等)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、支部及び同窓会を設けることができる。

2 支部及び同窓会の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会において定める支部規則及び同窓会規則によるものとする。

(公告の方法)

第6条 この法人の公告は、電子公告の方法により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 会員

(法人の構成員)

第7条 この法人に、次の会員を置く。

- (1) 正会員次のいずれかを正会員とする。

- イ 学校法人東京電機大学の設置する学校(前身の諸学校を含む)を卒業した者で、社員総会において定める入退会及び会費等に関する規則に基づき会費を納入した者
- ロ 学校法人東京電機大学の設置する学校(前身の諸学校を含む)を卒業した者で、社員総会において定める校友会費積立金に関する規則に基づく積立金(在学会員の時に積立てた校友会費積立金をいう)が残存している者

- (2) 準会員学校法人東京電機大学の設置する学校(前身の諸学校を含む)を卒業した者で、正会員で

ない者

- (3) 在学会員現に学校法人東京電機大学の設置する学校に在学している学生及び生徒
- (4) 特別会員現に学校法人東京電機大学の設置する学校の教職員である者
- (5) 賛助会員この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体で、入退会及び会費等に関する規則に基づき賛助会費を納入した者
- (6) 名誉会員この法人に特に功労のあった者で社員総会において承認された者

(正会員等の資格の取得)

第8条 この法人の正会員又は賛助会員になろうとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申込むものとし、入会の可否は社員総会において定める入退会及び会費等に関する規則に定める基準により、理事会において決定する。

(会費)

第9条 正会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、入退会及び会費等に関する規則に基づき会費を支払わなければならない。

2 賛助会員は、入退会及び会費等に関する規則に基づき賛助会費を支払わなければならない。

(任意退会)

第10条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(会員資格の喪失)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
 - (2) 第9条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。ただし、履行しない者が正会員の場合には、準会員としての資格を有するものとする。
 - (3) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
 - (4) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
 - (5) 除名されたとき。
- 2 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。
- 3 この法人は、会員が資格を喪失しても、既に納入した会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。ただし、正会員で積立金(正会員としての会費に充当する為に、在学会員の時に積立てた校友会費積立金をいう)が残存する場合には、これを返還する。

(除名)

第12条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款又はその他の規則に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項の場合、当該会員に対し、当該社員総会の日から1週間前までに除名する旨を通知し、かつ、社員総会において決議の前に次のいずれかの方法による弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 当該会員の出席
 - (2) 弁明書の提出
- 3 第1項の規定により会員を除名したときは、当該会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

第3章 代議員

(代議員)

第13条 この法人は、正会員の中から選出される100名以上200名以内の代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)上の社員とする。

- 2 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める代議員選出規則によるものとする。
- 3 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。
- 4 第2項の代議員選挙において、立候補した正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。
- 5 第2項の代議員選挙は、2年に1度、社員総会前に実施することとし、代議員の任期は、選任の2年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴えを提起している場合には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わないが、当該代議員は、役員の選任及び解任並びに定款変更についての議決権を有しないこととする。
- 6 正会員は、一般社団・財団法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様にこの法人に対して行使することができる。
 - (1) 一般社団・財団法人法第14条第2項の権利(定款の閲覧等)
 - (2) 一般社団・財団法人法第32条第2項の権利(社員名簿の閲覧等)
 - (3) 一般社団・財団法人法第57条第4項の権利(社員総会の議事録の閲覧等)
 - (4) 一般社団・財団法人法第50条第6項の権利(社員の代理権証明書等の閲覧等)
 - (5) 一般社団・財団法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利(議決権行使書面の閲覧等)
 - (6) 一般社団・財団法人法第129条第3項の権利(計算書類等の閲覧等)
 - (7) 一般社団・財団法人法第229条第2項の権利(清算法人の貸借対照表等の閲覧等)
 - (8) 一般社団・財団法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利(合併契約等の閲覧等)
- 7 理事及び監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、一般社団・財団法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

(資格の喪失)

第14条 代議員たる正会員が正会員の資格を喪失したときは、代議員の資格を喪失する。

第4章 社員総会

(構成)

第15条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第16条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分

(6) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第17条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。

(招集)

第18条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

3 社員総会を招集するには、理事長は、社員総会の日の2週間前までに、社員に対して、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面で、その通知を発しなければならない。

(議長)

第19条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、副理事長がこれに当たる。

(議決権)

第20条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第21条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 役員等の責任の一部免除
- (4) 定款の変更
- (5) 解散
- (6) その他法令で定められた事項

(決議の省略)

第22条 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第23条 理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことにつき、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第24条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及びその会議に出席した社員のうちから選出された議事録署名人2名が、記名押印しなければならない。

(社員総会運営規則)

第25条 社員総会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会運営規則によるものとする。

第5章 役員

(役員の設置)

第26条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事27名以内
- (2) 監事3名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とし、3名以内を副理事長、1名を常務理事とすることができる。
- 3 前項の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、副理事長及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とすることができる。

(役員の選任)

第27条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事及び監事の選任に関する必要な事項は、社員総会の決議により別に定める役員選任規則によるものとする。
- 3 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 4 監事は、この法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって、理事長の業務執行に係る職務を代行する。
- 4 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、理事長及び副理事長に事故があるとき又は理事長及び副理事長が欠けたときは、理事長の業務執行に係る職務を代行する。
- 5 理事長、副理事長及び常務理事の業務を執行する権限は、理事会において定める職務権限規則によるものとする。
- 6 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要であると認めるときは、意見を述べなければならない。
- 4 監事の監査については、法令及びこの定款に定めるもののほか、監事全員により定める監事監査規則によるものとする。

(役員の任期)

第30条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第26条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第31条 理事及び監事は、いつでも、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第32条 理事及び監事は、無報酬とする。

- 2 理事及び監事には、社員総会において定める役員費用弁償規則に従って、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(顧問、参与及び相談役)

第33条 この法人に、任意の機関として、顧問、参与及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問は、理事長の諮問に応え、この法人の重要事項につき助言する。
- 3 参与は、理事長に対し意見を延べることができる。
- 4 相談役は、理事会に出席し、理事長の諮問に応えることができる。
- 5 顧問は、学校法人東京電機大学の理事長及び同法人が経営する学校の長をもってあてる。
- 6 参与は、この法人に対し、功労があったと認められる者のうちから、理事会において選任する。
- 7 相談役は、この法人の直前理事長をもってあてる。
- 8 顧問、参与及び相談役は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第6章 理事会

(構成)

第34条 この法人に、理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は、法令又はこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 理事の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備

(種類及び開催)

第36条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 定時理事会は、原則として毎事業年度6回以上開催する。

3 臨時理事会は、理事長が必要と認めたときに開催する。

(招集)

第37条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集する者は、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面又は電磁的記録をもって、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第38条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、他の理事がこれに当たる。

(決議)

第39条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第40条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事がその提案について異議を述べたときを除く。)は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第41条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第28条第6項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

(理事会運営規則)

第43条 理事会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則によるものとする。

第7章 委員会

(委員会)

第44条 この法人の事業の円滑な運営を図るため、理事会の決議により、委員会の設置、変更及び廃止をすることができる。

2 委員会の委員は、理事会において選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会において定める委員会規則によるものとする。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第46条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第48条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第49条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属及び剰余金の分配)

第50条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

- 2 この法人は、剰余金の分配を行わない。

第10章 事務局

(設置等)

第51条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の運営に関する必要な事項は、理事会において定める事務局規則によるものとする。

第11章 補則

(委任)

第52条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第45条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は次に掲げる者とする。
代表理事(理事長) 渡辺 貞綱
- 4 この法人の最初の業務執行理事は次に掲げる者とする。
業務執行理事(副理事長) 野崎 隆
業務執行理事(副理事長) 石崎 泰司
業務執行理事(副理事長) 柳田 裕二
業務執行理事(常務理事) 阿部 陽一
- 5 この法人の移行後の理事は次に掲げる者とする。
橘 敏彦 高見澤 計夫 渡辺 幸久 我孫子 篤 新津 安男 別府 明雄 白田 英夫
石黒 鐵彦 阿部 陽一 野崎 隆 相原 浩一 石崎 泰司 高島 勉 川田 一美
大沼 一博 吉川 和彦 渡辺 貞綱 古城 仁 小島 一記 柳田 裕二 串橋 幸保
高橋 武仁 上西 寛一郎 松本 袈裟文 野口 隆 土肥 紳一 山名 昌男
- 6 この法人の移行後の監事は次に掲げる者とする。
村田 耕治 向井 暉二 近藤 史生
- 7 この法人の最初の社員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記を行うことを条件に、この定款第13条及び登記日から施行する一般社団法人東京電機大学校友会代議員選出規則に基づいてあらかじめ選出された代議員とする。なお、この法人の最初の社員を選出するための代議員選挙は、定款第13条第5項の規定にかかわらず、平成25年1月に実施するものとする。
- 8 前項の規定に基づいて選出された代議員の任期は、定款第13条第5項の規定にかかわらず、平成27年に実施される代議員選挙の終了の時までとする。

附 則

平成26年6月21日社員総会 一部改正

附 則

平成27年6月6日社員総会 一部改正

一般社団法人東京電機大学校友会支部規則

(目的)

第1条 この規則は、定款第5条の規定に基づき、一般社団法人東京電機大学校友会(以下「この法人」という。)の設置する支部の組織及び運営に関する事項について定め、それによって支部の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(支部の設置基準)

第2条 支部は、原則として、都道府県ごとに設置する。

(役員等の設置)

第3条 各支部に支部長1名を置く。

2 役員等の設置に関する必要な事項は、各支部の会則に従うものとする。

(理事会への報告事項)

第4条 各支部は、次の事項について、理事会に遅滞なく報告するものとする。

- (1) 役員の選出
- (2) 事業報告及び決算
- (3) 事業計画及び収支予算
- (4) 会則の変更

(会計)

第5条 各支部の活動費用に充てるための経費は、別表の支部援助基準に従い、この法人から交付された資金をもって充当するものとする。

2 各支部の会計はこの法人の会計の一部を構成するため、各支部会計担当者はこの法人の事務局と連携するものとする。

(会則)

第6条 各支部は、会則を制定するものとする。

2 この規則に規定のない事項は、すべて前項の会則の定めるところによる。

(支部連絡協議会)

第7条 各支部が情報交換を行い、相互の連携を深められるよう、支部横断的な交流の場として支部連絡協議会を設けることができる。

2 支部連絡協議会の運営に関する必要な事項は、理事会において定める支部連絡協議会規則によるものとする。

(改廃)

第8条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規則は、一般社団法人東京電機大学校友会の設立の登記の日から施行する。

附 則

平成25年9月17日理事会 一部改正(支部長決定手順の変更)

附 則

平成26年9月16日理事会 一部改正(別表の一部変更)

附 則

平成27年9月15日理事会 一部改正(第1条)

附 則

平成28年5月17日理事会 一部改正(別表の一部変更)

附 則

平成29年9月12日理事会 一部改正(別表の一部変更)

附 則

令和元年7月16日理事会 一部改正(別表の一部変更) 平成31年4月1日から施行する。

附 則

令和4年5月17日理事会 一部改正(第7条の追加、以下繰り下げ) 令和4年4月1日から施行する。

附 則

令和4年9月13日理事会 一部改正(別表の一部変更)

附 則

令和6年4月23日理事会 一部改正(別表の一部変更)

別表 支部援助基準

1. 支部活動援助金(年間)

住所判明者数	援助金
0 人 ～ 200 人	30,000 円
201 人 ～ 1,000 人	50,000 円
1,001 人 ～ 1,500 人	100,000 円
1,501 人 ～ 3,000 人	150,000 円
3,001 人 ～	250,000 円

2. 支部総会援助金

(1) 通信費(開催案内)

送付対象者数	手紙・はがきで送る場合	Eメール等で送る場合
1 人 ～ 799 人	単価×送付人数	なし
800 人 ～	事務局と調整	

① 手紙＝日本郵便定形第一種(25g 以下) はがき＝日本郵便定形第二種

② 宛名シールは本部より支給

(2) 雑費

参加者数	支給額	遠隔参加事務経費(※)
5 人 ～ 9 人	40,000 円	5,000 円
10 人 ～ 20 人	60,000 円	
21 人 ～	20,000 円＋2,000 円×人数	

※「参加者数」中にリモート参加者がある場合に限り、一律で支給額に加算する。

3. 役員会援助金

- ① 年 1 回の補助とし、総会を開催する支部は年 2 回の補助とする。
- ② 補助額は実開催 50,000 円とし、リモート開催は補助しない。ただし、「リモート開催」とは Zoom 等を利用した役員の集合する会場を伴わない開催をいう。
- ③ ②を超えて開催が必要となった場合は、本部と調整する。
- ④ 支部長の職に 4 年以上あった者が退任するときは本部より表彰する。

4. 講演会援助金

(1) 講師手当(本部負担)

講演時間	謝礼(商品券)	宿泊費・交通費
60 分未満	30,000 円	実費(旅費規則に基づく)
60 分以上	50,000 円	

(2) 新聞等への広告費

公開講演会と総会案内の同時掲載に限り実費補助(原則年 1 回、上限 150,000 円)

5. 見学会援助金

見学先への謝礼・手土産代は実費補助(目安 5,000 円)。

6. 特別事業等

(1) 援助額が 100,000 円を超える案件

事業委員会の協議・承認を経て、理事会において審議・決定する。

(2) 援助額が 100,000 円以下の案件

事業委員会において審議・決定し、理事会に報告する。

一般社団法人東京電機大学校友会 支部連絡協議会規則（案）

（目的）

第1条 この規則は、一般社団法人東京電機大学校友会（以下「この法人」という。）支部規則第7条の規定に基づき設置する支部連絡協議会（以下「本協議会」という。）の運営に関する事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 本協議会とは、各支部が近隣県の支部と情報交換を行い相互の連携を深められるよう、支部横断的な交流の場として設けるものをいう。なお、遊興を目的とした単なる親睦会は、これにあたらぬ。

（構成）

第3条 本協議会は、開催を企画する支部の代表（以下「主催者」という。）により開催目的に沿って招集された各支部の代表で構成される。

2 招集された各支部の代表は、必要に応じて支部の代表以外の者を代表の代理とすることができる。また、支部の代表以外の者1名を出席者に加えることができる。

3 招集された各支部の代表は、必要に応じて主催者に対しこの法人の代表の出席を求めることができる。

4 支部の代表は、原則として、支部長がこれにあたる。

5 この法人の代表は、原則として、理事がこれにあたる。

（開催）

第4条 主催者は、この法人に対して書面または電磁的方法により開催を請求しなければならない。

2 前項の請求は、開催日時、開催場所、開催目的、開催内容、予算を記載した別に定める支部連絡協議会開催申請書によるものとし、この法人が必要と認めた場合、本協議会を開催することができる。

3 前2項にかかわらず、この法人が本協議会を主催することができる。この場合の主催者は理事とする。

4 主催者が必要と認めた場合は、Web会議システム（出席者の音声と映像が即時に他の出席者に伝わり、出席者が一堂に会するのと同様に適時的確な意見表明が互いにできる仕組みとなっているシステムをいう。）を利用した本協議会を開催することができる。

（招集）

第5条 主催者は、開催日の1か月前までに各支部に対して書面または電磁的方法により招集通知を発しなければならない。

2 招集通知には、開催日時、開催場所、開催目的、開催内容、参加の可否を記載するものとする。

3 前条第4項によって本協議会を開催する場合、主催者は招集通知にURL等の情報を記載しなければならない。

（議長）

第6条 本協議会の議長は、主催者がこれにあたる。

（報告）

第7条 主催者は本協議会終了後、速やかに会議の経過と結果を理事会に報告しなければならない。

（会計）

第8条 本協議会の経費は、別表の支部連絡協議会援助基準に従い、この法人が負担するものとする。

（事務局）

第9条 本協議会の事務は、この法人の事務局が担当する。

（改廃）

第10条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年5月17日に制定し、令和4年4月1日から施行する。

附 則

令和6年4月 23 日理事会 一部改正(別表の追加、第2条、第3条、第4条、第8条)

別表 支部連絡協議会援助基準

(1) 支部総会と同時に開催した場合

- ① 総会会場とは別に協議会のために用意した会場の会場費は、本部が負担する。
- ② 他県から実会場に参加した支部役員等の交通費・宿泊費は、本部から支給することができる。
(年1回、2名まで)

(2) 支部総会とは別に協議会単独で開催した場合

- ① 会場費は、本部が負担する。
- ② 実会場に参加した者の交通費・宿泊費は、本部から支給することができる。(年1回、2名まで)

(3) 遠隔参加による開催の場合

会場費や交通費が発生しないため、負担や支給は行わない。

(4) 上記以外に経費が発生した場合には、本部で調整する。

一般社団法人東京電機大学校友会 同窓会規則

(目的)

第1条 この規則は、定款第5条の規定に基づき、一般社団法人東京電機大学校友会(以下「この法人」という。)の設置する同窓会の組織及び運営に関する事項について定め、それによって同窓会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(同窓会の種類)

第2条 同窓会は、次の3種とする。

- (1) 東京電機大学中学・高等学校同窓会
- (2) 東京電機大学同窓会
- (3) 東京電機大学電機学校同窓会

(役員等の設置)

第3条 各同窓会に会長1名を置く。

2 役員等の設置に関する必要な事項は、各同窓会の会則に従うものとする。

(理事会への報告事項)

第4条 各同窓会は、次の事項について、理事会に遅滞なく報告するものとする。

- (1) 役員の選出
- (2) 事業報告及び決算
- (3) 事業計画及び収支予算
- (4) 会則の変更

(会計)

第5条 各同窓会の活動費用に充てるための年度ごとの経費は、次の各号に従い、この法人から交付された資金をもって充当するものとする。

- (1) 東京電機大学中学・高等学校同窓会については、前年度東京電機大学中学校および東京電機大学高等学校を卒業した総人数に4,000円を乗じた金額を交付するものとする。
 - (2) 東京電機大学同窓会については、前年度東京電機大学大学院および東京電機大学を卒業した総人数に4,000円を乗じた金額を交付するものとする。
 - (3) 東京電機大学電機学校同窓会については、100万円を交付するものとする。
- 2 各同窓会の会計はこの法人の会計の一部を構成するため、各同窓会会計担当者はこの法人の事務局と連携するものとする。

(会則)

第6条 各同窓会は、会則を制定するものとする。

2 この規則に規定のない事項は、すべて前項の会則の定めるところによる。

(改廃)

第7条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規則は、一般社団法人東京電機大学校友会の設立の登記の日から施行する。

附 則

平成25年9月17日理事会 一部改正(会長決定手順の変更)

附 則

平成27年9月15日理事会 一部改正(第1条)

附 則

令和 6 年 4 月 23 日理事会 一部改正(第 5 条)

一般社団法人東京電機大学校友会の入退会及び会費に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人東京電機大学校友会(以下「この法人」という。)定款第8条の規定に基づき、この法人の会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定め、会員の地位の安定を図ることを目的とすること並びに定款第9条に定める会費に関する必要事項を定め、それによってこの法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるための収入を安定的に確保することを目的とする

(会員の種別)

第2条 この法人に、次の会員を置く。

- (1) 正会員次のいずれかを正会員とする。
 - イ 学校法人東京電機大学の設置する学校(前身の諸学校を含む)を卒業した者で、この規則に基づき会費を納入した者
 - ロ 学校法人東京電機大学の設置する学校(前身の諸学校を含む)を卒業した者で、社員総会において定める校友会費積立金に関する規則に基づく積立金(在学会員の時に積立てた校友会費積立金をいう)が残存している者
- (2) 準会員学校法人東京電機大学の設置する学校(前身の諸学校を含む)を卒業した者で、正会員でない者
- (3) 在学会員現に学校法人東京電機大学の設置する学校に在学している学生、生徒
- (4) 特別会員現に学校法人東京電機大学の設置する学校の教職員である者
- (5) 賛助会員この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体で、この規則に基づき賛助会費を納入した者
- (6) 名誉会員この法人に特に功労のあった者で社員総会において承認された者

(正会員又は賛助会員の入会手続)

第3条 この法人の正会員になろうとする者は、入会申込書を提出する。

- 2 この法人の賛助会員になろうとする者は、入会申込書に、個人にあつては身分を証明する書類及び履歴書、団体にあつては当該団体の定款及び登記事項証明書等を添付して、この法人に提出しなければならない。ただし、理事長が必要と認めたときは、添付書類の一部又は全部を省略することができる。
- 3 この法人への入会の可否は、次に掲げる基準を基に理事会において決定する。
 - (1) 成年被後見人又は被保佐人でない者であること。
 - (2) 会員としてふさわしいものと認められる個人又は団体であること。

(特別会員又は名誉会員の入会手続)

第4条 特別会員については、学校法人東京電機大学の設置する学校の教職員となったときに、本人に通知するものとする。

- 2 名誉会員については、理事会においてあらかじめ本人の意向を確認の上、社員総会において承認し、本人に通知するものとする。

(会員名簿)

第5条 入会者は、会員の種別ごとに会員名簿に登録する。

- 2 会員名簿に登録された個人会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わなければならない。

(会費)

第6条 定款第9条に規定する会費は、次に掲げるところによる。

(1) 正会員

年会費2,000円又は終身会費60,000円とし、年会費は毎年、終身会費は一時に納入するものとする。ただし、年会費2,000円については、在学会員の時に積立てた校友会費積立金をもって充てることもできる。

(2) 賛助会員

賛助会費は100,000円以上とし、会費を納めた個人又は団体は終身会員となる。

(会費等の納入)

第7条 この法人に入会した正会員又は賛助会員は、会費をこの法人所定の方法により納入しなければならない。

2 正会員又は賛助会員は、当該事業年度の会費として当該事業年度末日までにこの法人所定の方法により納入しなければならない。但し、正会員で終身会費を納入した者は除く。

3 正会員又は賛助会員から納入された会費については、直ちに会費台帳に登録し、その経過を明らかにしなければならない。

4 この法人は、正会員又は賛助会員が資格を喪失しても、既に納入した会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。ただし、正会員で積立金(正会員としての会費に充当する為に、在学会員の時に積立てた校友会費積立金をいう)が残存する場合には、これを返還する。

(退会)

第8条 会員は、退会届を提出して、任意に退会することができる。

2 前項の規定により会員が退会したときは、会員名簿の登録を抹消する。

3 定款第11条の規定により、退会以外の事由により会員の資格を喪失した場合については、前項と同様に会員名簿の登録を抹消する。

(改廃)

第9条 この規則の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

1 この規則は、一般社団法人東京電機大学校友会の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人東京電機大学校友会の設立の登記の日の前日に会員であった者は、設立の登記の日に第2条の会員の種別に応じた会員となる。

附 則

平成26年6月21日 一部改正

一般社団法人東京電機大学校友会 校友会費積立金に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人東京電機大学校友会(以下「この法人」という。)定款第7条の規定に基づき、この法人の在学会員の校友会費積立金に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(積立)

第2条 在学会員になる者は、学校法人東京電機大学(以下「学園」という。)の設置する学校(以下「各校」という。)に入学の際に入会申込書を提出し、別表のと通りの校友会費積立金(以下「積立金」という。)を積立てることができる。

(返還)

第3条 納入された積立金は、除籍・退学等学籍を失ったとき及び正会員への移行を希望しないときは、本人の申請により返還することができる。

(振替)

第4条 積立金は、各卒業期の翌月末日までにこの法人の会費に振替える。

(管理)

第5条 積立金は理事長が管理する。

2 理事長は、必要に応じて預託金管理委員会の意見に基づき管理運用しなければならない。

(事務)

第6条 理事長は積立金の経理事務を学園の経理部(経理担当)に委託する。

2 積立金の出金は、理事長が理事会の承認に基づき行うものとする。

(改廃)

第7条 この規則の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規則は、一般社団法人東京電機大学校友会の設立の登記の日から施行する。

附 則

平成26年6月21日 一部改正

別表

校友会費積立金	6,000 円/年
---------	-----------

一般社団法人東京電機大学校友会 校友会費積立金に関する規則に係る細則

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人東京電機大学校友会(以下「この法人」という。)校友会費積立金に関する規則(以下「積立金規則」という。)第3条に規定する除籍・退学等により学籍を失った在学会員から返還申請されない積立金についての必要な事項を定めることを目的とする。

(根拠)

第2条 この細則は、積立金規則第8条を適用し、理事会の決議を経て理事長が定める。

(預り期間)

第3条 除籍・退学等により学籍を失った在学会員から返還申請されない積立金は、学籍を失った年度から起算して3箇年度は預り金とする。

(振替)

第4条 預り期間を経過した預り金は、この法人への雑収益として振替え、運営資金として使用する。

(管理)

第5条 預り金は理事長が管理する。

(改廃)

第6条 この細則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この細則は、平成28年2月16日に制定し、同日より施行する。ただし、平成25年度に学籍を失った在学会員から適用する。

一般社団法人東京電機大学校友会 代議員選出規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人東京電機大学校友会(以下「この法人」という。)の定款第13条の規定に基づき、代議員の選出に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 代議員とは、この法人の正会員でこの規則に基づき選出された者で、正会員を代表してこの法人の社員として社員総会で議決を行う者をいう。

(選出方法)

第3条 代議員は、支部選出代議員と同窓会選出代議員の2種とし、正会員の中から選挙により選出する。

(代議員の定数)

第4条 この法人の代議員の総定数は100名以上200名以内とし、理事会において決定する。

2 支部選出代議員の支部ごとの定数は、選挙を実施する前年の4月1日現在の正会員及び準会員で住所の判明している数の全体に占める構成比をもとに算出し、構成比率の小数点以下を四捨五入した整数値を定数とするものとする。

3 前項の場合において、算出結果が1%未満の場合においては、これを1名として計算するものとする。

4 同窓会選出代議員の定数は、60名以内とする。

(代議員の任期)

第5条 代議員の任期は、定款第13条第5項の規定により選任の2年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。

(代議員の資格)

第6条 代議員たる正会員が正会員の資格を喪失したときは、代議員の資格を喪失する。

(選挙の時期)

第7条 この法人の代議員の選挙は、選挙を実施する年の4月末日までに次期代議員の選挙を行わなければならない。

(選挙人の資格)

第8条 選挙人は、代議員を選出する日において、正会員でなければならない。

(被選挙人の資格)

第9条 被選挙人は、代議員を選出する日において、正会員でなければならない。

第2章 選挙管理委員会

(選挙管理委員会)

第10条 理事会は、代議員の選出に関する業務を公正に行うため、この法人に選挙管理委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、代議員選挙の公示の2ヶ月前に組織し、代議員選挙業務の終了後に解散する。

- 3 委員会は、支部及び同窓会ごとの代議員の選挙に関する業務も併せて行う。
- 4 委員会の委員(以下「委員」という。)は10名以内とし、理事会において正会員(代議員立候補者は除く。)の中から選出の上、理事長が委嘱する。
- 5 委員会に委員長を置く。委員長は、委員の互選によるものとする。
- 6 理事長は、委員が確定次第、委員名簿をこの法人のホームページにより公表しなければならない。

(委員の任期)

第11条 委員の任期は、前条第4項の規定により選出された日から選挙結果を発表し、委員会の解散の日までとする。

(委員会の業務)

第12条 委員会の業務は、次のとおりとする。

- (1) 支部及び同窓会ごとの代議員定数の確定
- (2) 正会員への代議員選挙の周知
- (3) 代議員候補者名簿の作成
- (4) その他代議員選挙に関し必要な事項

(代議員選挙の公示)

第13条 委員会は、代議員の任期満了となる日の3ヶ月前までに、代議員立候補受付のための公示をこの法人のホームページにより行わなければならない。

(公示内容)

第14条 前条の公示内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 代議員の総定数並びに支部及び同窓会ごとの定数
 - (2) 代議員の任期
 - (3) 代議員立候補受付期間
 - (4) 投票期間
 - (5) 開票日
 - (6) その他必要な事項
- 2 委員会は、前項1号の定数を基に、正会員の中から代議員立候補者を募るものとする。

(選挙結果の報告)

第15条 委員会は、代議員の選挙が終了したときは、その結果を理事長に報告しなければならない。

- 2 理事長は、前項の報告を受けたときは、その結果をこの法人のホームページにより正会員等に通知しなければならない。

第3章 代議員の選出

(立候補受付期間)

第16条 委員会は、1カ月を超えない範囲で立候補の受付期間を定めるものとする。

(応募手続)

第17条 代議員に立候補しようとする正会員は、前条に定める立候補受付期間内に次に掲げる書類を委員会に提出しなければならない。

- (1) 履歴書
 - (2) 正会員2名以上の推薦書
- 2 前項の届出は、立候補受付期間内に委員会に必着することを要する。

(立候補者名簿の公表)

第18条 委員会は、前条第1項の規定により立候補者が提出した書類に基づき、支部ごと及び同窓会ごとの立候補者名簿を作成し、次の各号について支部及び同窓会ごとの正会員に、公表しなければならない。

- (1) 氏名
- (2) 性別
- (3) 年齢
- (4) 略歴

(立候補者数が定数に達しない場合)

第19条 委員会は、代議員の立候補者が定数に達しない場合は、支部及び同窓会に対し、不足する候補者の推薦を依頼するものとする。

2 前項の場合にあっては、支部及び同窓会は、速やかに候補者を選出する。ただし、この場合には、第17条第1項の書類は必要としない。

(選挙方法)

第20条 代議員の選挙は、正会員が属する支部及び同窓会ごとの立候補者に対する郵便投票又はインターネット投票(この法人のホームページへのアクセスによる投票)により行うものとする。

- (1) 投票は、投票期間中に無記名投票により行うものとする。
- (2) 前号の無記名投票は、立候補者の氏名が列記された用紙に、○印をもって記入するものとする。
- (3) ○印の投票数の多い順に定数に達するまでの者を当選とする。ただし、定数最下位者が複数である場合には、開票立会人の下に「くじ引き」により決するものとする。

2 前項の郵便投票において、次の各号のいずれかに該当する場合は無効とする。なお、各号のいずれにも該当しないものは、委員会において判断するものとする。

- (1) 正規の投票用紙を使用していないもの
- (2) 投票用紙の立候補者の氏名の欄に○印以外の記号を記入したもの
- (3) 判読ができないもの

3 支部ごと及び同窓会ごとの立候補者数が当該支部及び同窓会ごとの定数と同数の場合、又は定数以下の場合には、正会員の信任があったものとし、選挙は行わないものとする。

第4章 補則

(改廃)

第21条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(委任)

第22条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規則は、一般社団法人東京電機大学校友会の設立の登記の日から施行する。

附 則

平成26年9月16日 一部改正

附 則

令和6年4月23日理事会 一部改正(第18条・第20条)

一般社団法人東京電機大学校友会 社員総会運営規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、定款第25条の規定に基づき、一般社団法人東京電機大学校友会(以下「この法人」という。)の社員総会(以下「総会」という。)の議事の方法に関する事項について定め、それによって総会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(遵守義務)

第2条 議決権を行使し得る正会員(以下「代議員」という。)その他総会出席者は、法令及び定款並びにこの規則を遵守しなければならない。

第2章 代議員等の出席

(代議員本人の出席)

第3条 総会に出席しようとする代議員は、受付において、あらかじめ送付を受けた書類の提示などにより、その資格を明らかにしなければならない。

(代議員代理人の出席)

第4条 代議員の代理人として出席しようとする正会員は、受付において、代理権を証明する書面の提出などにより、その資格を明らかにしなければならない。

(代議員以外の者の出席)

第5条 理事及び監事は、やむを得ない事由がある場合を除き、総会に出席しなければならない。
2 この法人の職員及び弁護士等は、理事、監事を補助するため、議長の許可を受けて総会に出席することができる。

第3章 議長

(資格)

第6条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、副理事長がこれに当たる。

(権限)

第7条 議長は、総会の秩序を維持し、議事を整理するため必要な措置をとることができる。
2 議長は、その命令に従わない者その他当該総会の秩序を乱す者を退場させることができる。

(議長不信任動議の審議)

第8条 議長は、当該議長の不信任の動議の審議に当たっても職務を行うことができる。

第4章 議事

第1節 開会

(開会の宣言)

第9条 開会の予定時刻が到来したときは、議長は、代議員の出席の状況を確認の上、議場に開会を宣

言しなければならない。

(開会時刻の繰下げ)

第10条 議長は、代議員の出席が定足数に満たないとき、その他総会を開会するにつき重大な支障があると認められるときは、総会の開会時刻を繰り下げることができる。この場合、既に入場している代議員に対し、遅滞なく繰り下げられた開会時刻を報告しなければならない。

(出席状況の報告)

第11条 議長は、開会を宣告した後、議事に入る前に、総会の代議員の出席の状況を会場に報告しなければならない。

2 前項の報告は、この法人の事務局職員をして行わせることができる。

第2節 議題の審議

(議題の審議順序)

第12条 議長は、あらかじめ招集通知に記載された順序に従い議題を付議する。ただし、議場に理由を述べて、その順序を変更することができる。

2 議長は、複数の議題又は議案を一括して付議することができる。

(理事等の報告・説明)

第13条 議長は、議題を付議した後、理事に対し、当該議題に関する事項の報告又は議案の説明を求めるものとする。理事は、議長の許可を受けた上で、補助者に報告又は説明をさせることができる。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第43条の規定による代議員提案にかかる場合にあっては、議長は、当該代議員に議案の説明を、理事又は監事に対しては上記提案に対する意見を求めるものとする。

第3節 代議員の発言

(発言の許可)

第14条 代議員は、議長の許可を受けてから発言しなければならない。

2 代議員の発言の順序は、議長が決定する。

(発言の内容及び時間の制限)

第15条 代議員は、簡潔明瞭に発言しなければならない。

2 議長は、議事の進行上必要があると認めるときは、代議員の発言時間を制限することができる。

(発言の制限)

第16条 議長は、次の発言に対し必要な注意を与え、制限し又はその発言を中止させることができる。

- (1) 議長の指示に従わない発言
- (2) 議題に関係しない発言
- (3) 冗長にわたる発言
- (4) 重複する発言
- (5) 総会の品位を汚す発言
- (6) 他人の名誉を毀損し又は侮辱する発言
- (7) その他議事を妨害し又は議場を混乱させる発言

(発言の時機)

第17条 代議員は、議題に関する事項の報告又は議案についての説明終了後でなければ、当該議題

又は議案に関し発言することができない。

第4節 質問

(説明義務者)

第18条 代議員の理事に対する質問の説明は、理事長又はその指名した理事が行う。

- 2 代議員の監事に対する質問の説明は、各監事が行う。ただし、監査意見が統一されている場合は、監事の協議により定められた監事が行うことができる。
- 3 理事は、議長の許可を受けた上で補助者に説明をさせることができる。

(一括説明)

第19条 理事又は監事は、代議員の質問に対して一括して説明をすることができる。

(説明の拒絶)

第20条 理事又は監事は、質問が次の理由に当たるときは、説明を拒絶することができる。

- (1) 質問事項が総会の目的事項に関しないものである場合
- (2) 説明をすることにより代議員の共同の利益を著しく害する場合
- (3) 説明することによりこの法人その他の者(当該代議員を除く。)の権利を侵害することとなる場合
- (4) 説明をするために調査をすることが必要である場合
- (5) 質問が重複する場合
- (6) その他説明をしないことにつき正当な理由がある場合

第5節 動議

(修正動議)

第21条 代議員は、付議された議案につき修正の動議を提出することができる。

- 2 前項の場合、議長は、議場に修正動議の採否を諮らなければならない。ただし、これを省略して直ちにその動議を審議に付することができる。
- 3 議長は、修正動議を原案と一括して審議することができる。

(議事進行等に関する動議)

第22条 代議員は、総会の運営又は議事進行に関して、動議を提出することができる。

- 2 前項の動議については、議長は、他の議案の審議に先立って、採決しなければならない。

(動議の却下)

第23条 議長は、動議が次の事由に当たるときは、直ちに却下することができる。

- (1) 当該修正動議に関する議題の審議に入っていないとき、又は審議を終了したとき。
- (2) 既に同一の内容の動議が否決されているとき。
- (3) 総会の議事を妨害する手段として提出されたとき。
- (4) 不適法又は権利の濫用に当たるとき。
- (5) その他合理的理由のないことが明らかなきとき。

第6節 休憩

(休憩)

第24条 議長は、議事の進行上必要と認めるときは、休憩を宣言することができる。

第7節 審議の終了・採決

(質疑・討論の打ち切り)

第25条 議長は、議案について質疑及び討論が尽されたと認めたときは、質問若しくは意見を述べようとする代議員などがある場合でも、これを打ち切って審議を終了させ採決することができる。

(採決)

第26条 議長は、採決を各議案ごとにしなければならない。ただし、一括して審議した議案については、これを一括して採決することができる。

2 前項の規定にかかわらず、理事又は監事の選任議案を採決するに際しては、各候補者ごとに採決するものとする。理事又は監事の候補者の合計数が定款第26条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(採決の順序)

第27条 原案に対し修正案が提出された場合は、原案に先立ち修正案の採決を行い、複数の修正案が提出された場合は、原案に遠いものから順次採決する。

(出席代議員の範囲)

第28条 総会の決議については、出席した代議員本人及び代理人を出席させた代議員並びに議決権行使書面を開催日の前日までにこの法人に提出した代議員の各議決権の数を出席した代議員の議決権の数に算入する。

2 前項において、議決権行使書面を提出した代議員の議決権の数を出席した代議員の議決権の数に算入するのは、招集通知に記載された議題及びその修正案の決議に限るものとする。

(修正案に対する議決権行使書面の取扱い)

第29条 修正案の採決については、原案に賛成の旨が記載された議決権行使書面は修正案に反対として、原案に反対又は棄権の旨が記載された議決権行使書面は修正案の採決につき棄権としてそれぞれ取り扱うものとする。

(採決の方法)

第30条 議長は、採決について、賛否を確認できるいかなる方法によることもできる。

(採決の結果の宣言)

第31条 議長は、採決が終了したときは、その結果を総会に宣言しなければならない。

第8節 終了

(延期又は続行)

第32条 総会を延期又は続行する場合は、総会の決議による。

2 前項の場合、延会又は継続会の日時及び場所についても決議しなければならない。ただし、その決定を議長に一任することを妨げない。

3 前項ただし書きの場合、議長は決定した日時及び場所を総会に出席した代議員に通知する。

4 延会又は継続会の日は、最初の総会の日より2週間以内に定めなければならない。

(閉会)

第33条 議長は、すべての議事を終了したとき、又は延期若しくは続行が決議されたときは、閉会を宣言する。

(議事録)

第34条 総会の議事については、議事録は書面をもって作成し、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載して、議長及びその会議に出席した代議員のうちから選出された議事録署名人2名が、記名押印しなければならない。

2 前項の議事録は、10年間この法人の事務所に、その従たる事務所にはその写しを5年間備え置かなければならない。

(欠席者に対する報告)

第35条 議長は、総会の議事の経過の要領及びその結果につき、欠席した代議員に対し、適宜な方法により報告しなければならない。

第5章 補則

(改廃)

第36条 この規則の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

(委任)

第37条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規則は、一般社団法人東京電機大学校友会の設立の登記の日から施行する。

附 則

平成26年6月21日 一部改正

一般社団法人東京電機大学校友会 役員選任規則

(目的)

第1条 この規則は、定款第27条の規定に基づき、一般社団法人東京電機大学校友会(以下「この法人」という。)の役員の選任に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(選任の仕方)

第2条 この法人は、別に定める役員候補者管理委員会で作成した役員の候補者名簿に基づき、社員総会の決議によって役員を選任する。

(改廃)

第3条 この規則の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規則は、一般社団法人東京電機大学校友会の設立の登記の日から施行する。

附 則

平成26年6月21日 一部改正

一般社団法人東京電機大学校友会 役員候補者管理委員会規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人東京電機大学校友会(以下「この法人」という。)の役員選任規則第2条に規定する役員候補者管理委員会の設置に関し必要な事項を定め、かつその運営の円滑化を図ることを目的とする。

(設置及び任務)

第2条 この法人は、前条の目的を達成するため、役員候補者管理委員会(以下「管理委員会」という。)を設置する。

2 管理委員会は、この法人の役員候補者名簿を作成し、社員総会に提出することを任務とする。

(構成)

第3条 管理委員会は、常務理事、東京電機大学同窓会、東京電機大学中学・高等学校同窓会及び東京電機大学電機学校同窓会の各同窓会より選出された各2名の委員並びに事務局より1名の委員計8名の委員で構成する。

2 管理委員会の議長は、常務理事がこれに当たる。

(招集及び開催)

第4条 管理委員会は、事務局長が役員の選任を行う社員総会の開催に先立ち招集し、開催する。

(候補者名簿の作成)

第5条 管理委員会は、学校法人東京電機大学、各支部、各同窓会及び理事会より推薦された役員の候補者から候補者名簿を作成する。

2 候補者名簿には次の基準により候補者を記載する。

- (1) 学校法人東京電機大学より常務理事として推薦された者1名
- (2) 東京電機大学、東京電機大学短期大学(その前身の諸学校を含む)を卒業した者のうちから理事6名以内
- (3) 東京電機大学中学校または東京電機大学高等学校(それぞれその前身の諸学校を含む)を卒業した者のうちから理事3名以内
- (4) 東京電機大学電機学校(その前身の諸学校を含む)を卒業した者のうちから理事3名以内
- (5) 前3号によらないで選任される卒業者から理事12名以内
- (6) 特別会員のうちから理事2名以内
- (7) この法人の使用人以外から監事3名以内。ただし、定款第27条第4項に定める使用人には同窓会の役員を含む。

3 前項第7号に規定する監事の候補者については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第72条第1項の定めにより、監事の過半数の同意を得なければならない。

(情報提供)

第6条 各支部、各同窓会及び理事会は役員の候補者を推薦するにあたり、候補者の経歴、選任理由等の候補者に関する情報を提供しなければならない。

(議事録)

第7条 管理委員会は議事終了後速やかに議事録を作成し、議長及び出席した委員のうちから選出された議事録署名人2名が記名押印しなければならない。

(任期)

第8条 管理委員会の委員の任期は、役員を選出する社員総会に先立ち開催される会議の日から、当該社員総会終了のときまでとする。

(報酬)

第9条 管理委員会の委員は、無報酬とする。

2 管理委員会の委員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(改廃)

第10条 この規則の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規則は、一般社団法人東京電機大学校友会の設立の登記の日から施行する。

附 則

平成26年6月21日 一部改正

附 則

平成28年6月4日 一部改正(第5条第2項第7号、同条第3項)

附 則

平成30年6月9日社員総会 一部改正(第3条第1項、同条第2項)

一般社団法人東京電機大学校友会 役員候補者管理委員会規則施行細則

(目的)

第1条 この施行細則は、一般社団法人東京電機大学校友会役員候補者管理委員会規則(以下「委員会規則」という。)第5条に規定する役員候補者の名簿作成について、委員会規則第5条第2項第1号から第7号の基準を明確化することを目的とする。

(根拠)

第2条 この施行細則は、委員会規則第11条(委任)を適用し、理事会の決議を経て理事長が定める。

(推薦候補者の基準)

- 第3条** 委員会規則第5条第2項第1号による候補者は、学校法人東京電機大学から推薦された者とする。
- 2 委員会規則第5条第2項第2号による候補者は、東京電機大学同窓会から推薦された者を尊重する。
 - 3 委員会規則第5条第2項第3号による候補者は、東京電機大学中学校・高等学校同窓会から推薦された者を尊重する。
 - 4 委員会規則第5条第2項第4号による候補者は、東京電機大学電機学校同窓会から推薦された者を尊重する。
 - 5 委員会規則第5条第2項第5号による候補者は、役員候補者管理委員会の諮問に基づき理事長が判断した者とする。
 - 6 委員会規則第5条第2項第6号による候補者は、学生支援センター長及び生活指導部長とする。
 - 7 委員会規則第5条第2項第7号による候補者は、委員会規則第5条第3項による監事の過半数の同意を得られた者とする。

(改廃)

第4条 この施行細則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この施行細則は、平成29年3月7日に制定し、同日より施行する。

一般社団法人東京電機大学校友会 理事職務権限規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人東京電機大学校友会(以下「この法人」という。)の定款第28条第5項に基づき、この法人の理事の職務権限を定め、業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、理事とは、理事、理事長、副理事長、及び常務理事をいう。

(法令等の順守)

第3条 理事は、法令、定款及びこの法人が定める規則等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

(理事)

第4条 理事は、理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

2 理事は、理事長の委嘱により会務を分掌することができる。

(理事長)

第5条 理事長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 代表理事としてこの法人を代表し、その業務を執行する。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。

(副理事長)

第6条 副理事長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- (2) 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって、その業務執行に係る職務を代行する。

(常務理事)

第7条 常務理事の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- (2) 理事長及び副理事長に事故があるとき又は理事長及び副理事長が欠けたときは、理事長及び副理事長の業務執行に係る職務を代行する。

(改廃)

第8条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規則は、一般社団法人東京電機大学校友会の設立の登記の日から施行する。

附 則

平成29年9月12日理事会 一部改正(別表の一部変更)

別表 理事の職務権限

決裁事項		決裁権者						
		理事長	副理事長					常務理事
			総務	財務	事業	広報	組織	
事業計画及び予算の作成に関すること		○						
事業報告及び決算の案の作成に関すること		○						
人事及び給与制度の立案に関すること		○						
重要な使用人以外の者の任用に関すること		○						
国外出張に関すること								○
国内出張(役員、重要な使用人)に関すること								○
契約の締結	一件100万円以上	○						
	一件100万円未満							○
支出	一件100万円以上	○						
	一件100万円未満							○
各種事業の実施に関すること			○	○	○	○	○	
委員会に関すること			○	○	○	○	○	
職員の教育・研修に関すること								○
渉外に関すること								○
福利厚生(役員含む)に関すること								○
外部への文書発簡	重要なもの	○						
	一般事務連絡							○

一般社団法人東京電機大学校友会 監事監査規則

(目的)

第1条 この規則は、定款第29条第4項の規定に基づき、一般社団法人東京電機大学校友会(以下「この法人」という。)の監事の監査につき、必要な事項を定めることを目的とする。

(基本理念)

第2条 監事は、理事とはその職責を異にする独立した機関であることを自覚し、常に公正不偏の態度で監査を行うことにより、この法人の健全な事業運営と社会的信頼の向上に努め、もってこの法人の発展に貢献するとともに、この法人の社会的責任の遂行に寄与するものとする。

(職務)

第3条 監事は、理事の職務の執行を監査する。

2 監事は、次の各号に該当する事実があると認めるときは、その旨を速やかに理事会に報告しなければならない。

- (1) 理事が不正の行為をしたとき。
- (2) 理事が不正の行為をするおそれがあるとき。
- (3) 法令若しくは定款に違反する事実があるとき。
- (4) 著しく不当な事実があるとき。

3 監事は、その職務の遂行のため、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(監査計画)

第4条 監事は、毎事業年度の初めに、監査の実施日時、監査事項等についての監査計画を監事間の協議により作成するものとする。

(理事会等への出席)

第5条 監事は、理事会及びその他の重要な会議に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

2 監事は、前項の会議に出席できなかった場合には、議事録、資料等の閲覧を求めるものとする。

(理事会の招集請求)

第6条 監事は、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。なお、その請求後一定の期間内に招集の手続が行われない場合には、自ら理事会を招集することができる。

(差止請求)

第7条 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求することができる。

(社員総会に対する報告義務)

第8条 監事は、理事が社員総会に提出する議案、書類等を調査し、法令若しくは定款に違反する事項、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その結果を社員総会に報告しなければならない。

(社員総会における説明義務)

第9条 監事は、社員総会において、社員から特定の事項について説明を求められた場合には、議長の議事運営に従い必要な説明をしなければならない。

(監事の選任等についての意見陳述)

第10条 監事は、社員総会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる。

(監事の報酬等についての意見陳述)

第11条 監事は、社員総会において、監事の報酬等について意見を述べることができる。

(計算書類等の監査)

第12条 監事は、各事業年度に係る計算書類(貸借対照表及び損益計算書〔正味財産増減計算書〕)及び事業報告並びにこれらの附属明細書、並びに財産目録を監査する。

2 監査手続については、別に定める監査手続要領に従うものとする。

(監査報告書)

第13条 監事は、前条の監査の終了後、法令の規定に従って監査報告書を作成しなければならない。

監事間において異なる意見がある場合には、その監事の意見を記載するものとする。

2 前項の監査報告書には、作成年月日を記載し、監事はこれに記名押印をするものとする。

3 監事は、前項の監査報告書を理事長に提出する。

附 則

この規則は、一般社団法人東京電機大学校友会の設立の登記の日から施行する。

附 則

平成27年9月15日 一部改正(規則名称の変更)

【監査手続要領】

1. 監査の種類

監査は、決算監査、上半期監査及び特別監査とする。

- ① 決算監査は、毎会計年度末において作成する計算書類について、その適否を検証するとともに業務の執行状況について行うものとする。
- ② 上半期監査は、毎年9月末において作成する収支状況等について、その適否を検証するものとする。
- ③ 特別監査は、理事会又は理事長が特定の事項について、監査を請求したときその事項について監査を行うものとする。

2. 貸借対照表・財産目録関係

① 現金について

監査日現在の現金を実査し、半期決算においては、当該年度9月30日の残高を遡及して検証する。期末決算においては、3月31日の残高を遡及して検証する。

② 預金について

預金残高と残高証明書を突き合わせ、預金残高と支払資金・特定資産との関係を検証する。通帳の増減を通査して、大きな金額の増減について質問して内容を確認する。

③ 仮払金・未収入金・預り金

内容について質問し、必要であれば取引内容を証憑にて確認する。

④ 有価証券

現物を実査する。

3. 収支計算書・正味財産増減計算書関係

予算の進捗率から50%（期末では100%）を著しく乖離しているものについてその内容を質問し、問題点の有無を検討する。必要であれば証憑にて内容を確認する。

① 収入関係

任意の月を抽出し、元帳と郵便振替票や通帳等と突き合わせする。

② 支出関係

予算の進捗状況について質問し、執行状況に問題がないか否か差異の妥当性を吟味する。必要であれば任意の月を抽出し、元帳と証憑を突き合わせする。

以 上

一般社団法人東京電機大学校友会 役員費用弁償規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人東京電機大学校友会（以下「この法人」という。）定款第32条第2項の規定に基づき、この法人の役員（理事及び監事）の費用弁償の支給の基準について定めることを目的とする。

(費用弁償の種類及び金額)

第2条 役員が職務のため旅行（出張）をしたときは、費用弁償としてこの法人の旅費規則に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料（食事料金を含む。））を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、役員が職務により社員総会、理事会その他の会議に出席したときは、費用弁償として交通費実費弁償相当を支給する。

3 役員等が遠隔地から前項の会議に出席するため、特別の経費を要する場合には、この法人の旅費規則に定める基準に準じて、その費用を支給することができる。

(支給方法)

第3条 前条第2項の交通費実費弁償等及び前条第3項の特別の経費の支給方法については、第5条の規定に基づき、別に定める。

(改廃)

第4条 この規則の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規則は、一般社団法人東京電機大学校友会の設立の登記の日から施行する。

附 則

平成26年6月21日 一部改正

附 則

令和6年6月1日一部改正、本改正は令和6年6月2日から施行する。

一般社団法人東京電機大学校友会 役員費用弁償規則施行細則

(目的)

第1条 この施行細則は、一般社団法人東京電機大学校友会(以下「この法人」という。)役員費用弁償規則(以下「役員費用弁償規則」という。)の施行に必要な事項を定めることを目的とする。

(根拠)

第2条 この施行細則は、役員費用弁償規則第2条第2項に基づき、役員費用弁償規則第5条(委任)を適用し、理事会の決議を経て理事長が定める。

(会議の種類及び費用弁償)

第3条 役員費用弁償規則第2条第2項に定める会議とは次のものをいう。

- ① 社員総会
 - ② 理事会
 - ③ 定款第44条により理事会の決議によって設置された委員会
 - ④ ①から③に準じるものとして特に理事長が認めた会議
- 2 役員が前項の会議に出席したときは、役員費用弁償規則第2条第2項に基づき、費用弁償として交通費実費弁償等を支給する。ただし、同一日に同一の場所で2つ以上の会議に出席した場合でも、弁償額は一回の出席分とする。

(会議への出席)

第4条 前条に定める会議への出席とは、会議開催場所に現に赴いた場合をいい、インターネット等を利用した会議開催場所に赴くことのない会議への参加は含まないものとする。

(弁償額)

第5条 第3条第2項の費用弁償額は自宅から会議開催場所までの往復の交通費実費相当額とする。
2 前項の交通費実費相当額の計算は、最短距離によるか又は最低交通費によることとし、500円単位で切り上げた金額とする。

(支給方法)

第6条 第3条第2項の費用弁償の支払い方法は、弁償額を6ヶ月ごとにまとめ、本人名義の口座へ振込むものとする(10月及び4月振り込み)。

(改廃)

第7条 この細則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この細則は、令和6年6月25日に制定し、令和6年6月2日に遡り施行する。

一般社団法人東京電機大学校友会 理事会運営規則

(目的)

第1条 この規則は、定款第43条の規定に基づき、一般社団法人東京電機大学校友会（以下「この法人」という。）の理事会の議事の方法に関する事項について定め、それによって理事会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(構成)

第2条 理事会は、すべての理事をもって構成し、業務執行に関する重要事項を決定するとともに、理事の職務の執行を監督する。

2 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員以外の出席)

第3条 理事会は、必要に応じ、理事及び監事以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(理事会の種類・開催)

第4条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 定時理事会は、原則として毎事業年度6回以上開催する。

3 臨時理事会は、理事長が必要と認めたときに開催する。

(招集権者)

第5条 理事会は、理事長が招集する。ただし、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、各理事が理事会を招集する。

2 招集権者でない理事は、前項の招集権者に対し、理事会の目的事項を記載した書面をもって、理事会の招集を請求することができる。

3 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

4 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認め、これを理事会に報告する必要があるときは、前2項に準じて、理事会の招集を請求し、又は理事会を招集することができる。

(招集手続)

第6条 理事会の招集通知は、理事会の開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して発しなければならない。

2 前項の招集通知は、会議の日時、場所及び会議の主な目的事項を記載した書面又は電磁的記録をもって行うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(欠席)

第7条 理事及び監事は、理事会を欠席する場合には、あらかじめ招集権者に対して、その旨を通知しなければならない。

(議長)

第8条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、他の理事がこれに当たる。

2 理事会の会議の目的事項について議長である理事が特別の利害関係を有するときは、その事項の審議について、議長に事故があるときに準じて、他の理事が議長に当たるものとする。

(決議の方法)

第9条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることはできない。この場合、その理事の数は、前項の理事の数に算入しない。

3 第1項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(決議事項)

第10条 次の事項は、理事会の決議を経なければならない。

- (1) 社員総会の招集等に関する事項
- (2) 理事に関する事項
- (3) 組織及び人事に関する事項
- (4) 財産・財務に関する事項
- (5) 重要な業務執行に関する事項
- (6) その他法令及び定款に定める事項

2 理事長は、前項の決議事項(法定事項を除く。)であっても、緊急の処理を要するため、理事会に付議できないときは、理事会の決議を経ないで、業務を執行することができる。ただし、この場合にあっては、理事長は、次の理事会に付議し、承認を得なければならない。

(報告)

第11条 理事長、副理事長及び常務理事は、各自の職務の執行の状況及び重要と認められる事項並びに法令に定められた事項について、理事会に報告しなければならない。

2 競業取引又はこの法人との間で取引を行った理事は、遅滞なくその取引につき重要な事項を理事会に報告しなければならない。

3 理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

(議事録)

第12条 理事会の議事については、議事録は書面をもって作成し、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載して、出席した理事長及び監事がこれに記名押印しなければならない。

2 前項の議事録は、10年間この法人の主たる事務所に備え置かなければならない。

(欠席者に対する通知)

第13条 議長は、理事会の議事の経過の要領及びその結果につき、欠席した理事及び監事に対し通知しなければならない。

(改廃)

第14条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規則は、一般社団法人東京電機大学校友会の設立の登記の日から施行する。

一般社団法人東京電機大学校友会 総務委員会規則

(目的)

第1条 この規則は、定款第44条の規定に基づき、一般社団法人東京電機大学校友会(以下「この法人」という。)の総務委員会(以下「委員会」という。)の構成と運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を任務とする。

- (1) 事業における短期及び中・長期計画の策定
- (2) 諸行事の企画、立案及び調整
- (3) 規則等の制定及び改正
- (4) その他、他の委員会に属さない事項

(委員会の責務)

第3条 委員会は、その活動に際し、理事会の権限を奪うことのないようにしなければならない。
2 委員会の活動の内容及び成果については、必要な都度、理事会に報告しなければならない。

(委員)

第4条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、理事会で選解任し、理事長が委嘱又は解嘱する。

- (1) 副理事長1名
 - (2) 代表理事及び業務執行理事以外の理事
- 2 委員は、10名以内とする。
3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
4 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
5 委員は、任期満了後においても、後任者が就任するまで、なおその職務を行うものとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。委員長は委員のうちから互選により選出する。
2 委員長は、委員会の議長となり、会務を総括する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じ、委員長が随時招集する。
2 委員長は、委員会を招集しようとするときは、委員に対し、開催日の1週間前までに、書面等により、日時、場所及び議題その他必要な事項を通知しなければならない。
3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、議題につき、あらかじめ書面等をもって意見を表明した委員は、出席者とみなす。
4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。
5 委員は、自己に特別の利害関係がある議案の審議及び議決に加わることはできない。
6 委員会は、原則として、非公開とする。
7 委員長は、必要と認めたときは委員会に諮り、委員以外の者に対して参考人として会議への出席を求め、資料の提供、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(議事録)

第7条 委員会の議事については、その経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成するものとする。

(事務局)

第8条 委員会の事務は、この法人の事務局が行うものとする。

2 事務局の職員は、委員会の会議その他の事務処理を通じて知り得た事項を他に漏らしてはならない。

(下部組織)

第9条 委員会は、必要に応じ小委員会、作業部会等下部組織を設置することができる。

(改廃)

第10条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規則は、一般社団法人東京電機大学校友会の設立の登記の日から施行する。

一般社団法人東京電機大学校友会 財務委員会規則

(目的)

第1条 この規則は、定款第44条の規定に基づき、一般社団法人東京電機大学校友会(以下「この法人」という。)の財務委員会(以下「委員会」という。)の構成と運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を任務とする。

- (1) 予算編成、予算統制及び決算
- (2) 現金、預金、預託金、奨学金等の資産管理
- (3) その他、財務処理に係る事項

(委員会の責務)

第3条 委員会は、その活動に際し、理事会の権限を奪うことのないようにしなければならない。

2 委員会の活動の内容及び成果については、必要な都度、理事会に報告しなければならない。

(委員)

第4条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、理事会で選解任し、理事長が委嘱又は解嘱する。

- (1) 副理事長1名
 - (2) 代表理事及び業務執行理事以外の理事
- 2 委員は、10名以内とする。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 5 委員は、任期満了後においても、後任者が就任するまで、なおその職務を行うものとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。委員長は委員のうちから互選により選出する。

2 委員長は、委員会の議長となり、会務を総括する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じ、委員長が随時招集する。

- 2 委員長は、委員会を招集しようとするときは、委員に対し、開催日の1週間前までに、書面等により、日時、場所及び議題その他必要な事項を通知しなければならない。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、議題につき、あらかじめ書面等をもって意見を表明した委員は、出席者とみなす。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。
- 5 委員は、自己に特別の利害関係がある議案の審議及び議決に加わることはできない。
- 6 委員会は、原則として、非公開とする。
- 7 委員長は、必要と認めたときは委員会に諮り、委員以外の者に対して参考人として会議への出席を求め、資料の提供、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(議事録)

第7条 委員会の議事については、その経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成するものとする。

(事務局)

第8条 委員会の事務は、この法人の事務局が行うものとする。

2 事務局の職員は、委員会の会議その他の事務処理を通じて知り得た事項を他に漏らしてはならない。

(下部組織)

第9条 委員会は、必要に応じ小委員会、作業部会等下部組織を設置することができる。

(改廃)

第10条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規則は、一般社団法人東京電機大学校友会の設立の登記の日から施行する。

一般社団法人東京電機大学校友会 事業委員会規則

(目的)

第1条 この規則は、定款第44条の規定に基づき、一般社団法人東京電機大学校友会(以下「この法人」という。)の事業委員会(以下「委員会」という。)の構成と運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を任務とする。

- (1) 個別事業に基づく企画、立案及び調整
- (2) 会員相互の親睦と融和に関する企画、立案及び調整
- (3) 会員関連事業の企画・立案
- (4) 公益を目的とした事業の推進
- (5) 学校法人東京電機大学発展のための事業の推進
- (6) その他、法人に有益なる事業の推進

(委員会の責務)

第3条 委員会は、その活動に際し、理事会の権限を奪うことのないようにしなければならない。
2 委員会の活動の内容及び成果については、必要な都度、理事会に報告しなければならない。

(委員)

第4条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、理事会で選解任し、理事長が委嘱又は解嘱する。

- (1) 副理事長1名
 - (2) 代表理事及び業務執行理事以外の理事
- 2 委員は、10名以内とする。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 5 委員は、任期満了後においても、後任者が就任するまで、なおその職務を行うものとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。委員長は委員のうちから互選により選出する。
2 委員長は、委員会の議長となり、会務を総括する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じ、委員長が随時招集する。

2 委員長は、委員会を招集しようとするときは、委員に対し、開催日の1週間前までに、書面等により、日時、場所及び議題その他必要な事項を通知しなければならない。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、議題につき、あらかじめ書面等をもって意見を表明した委員は、出席者とみなす。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。

5 委員は、自己に特別の利害関係がある議案の審議及び議決に加わることはできない。

6 委員会は、原則として、非公開とする。

7 委員長は、必要と認めたときは委員会に諮り、委員以外の者に対して参考人として会議への出席を求め、資料の提供、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(議事録)

第7条 委員会の議事については、その経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成するものとする。

(事務局)

第8条 委員会の事務は、この法人の事務局が行うものとする。

2 事務局の職員は、委員会の会議その他の事務処理を通じて知り得た事項を他に漏らしてはならない。

(下部組織)

第9条 委員会は、必要に応じ小委員会、作業部会等下部組織を設置することができる。

(改廃)

第10条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規則は、一般社団法人東京電機大学校友会の設立の登記の日から施行する。

一般社団法人東京電機大学校友会 広報委員会規則

(目的)

第1条 この規則は、定款第44条の規定に基づき、一般社団法人東京電機大学校友会(以下「この法人」という。)の広報委員会(以下「委員会」という。)の構成と運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を任務とする。

- (1) 機関誌に関する事業
- (2) 広報に関する企画及び実施
- (3) ホームページの運営・管理
- (4) その他、広報に関する事項

(委員会の責務)

第3条 委員会は、その活動に際し、理事会の権限を奪うことのないようにしなければならない。
2 委員会の活動の内容及び成果については、必要な都度、理事会に報告しなければならない。

(委員)

第4条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、理事会で選解任し、理事長が委嘱又は解嘱する。

- (1) 副理事長1名
 - (2) 代表理事及び業務執行理事以外の理事
- 2 委員は、10名以内とする。
3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
4 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
5 委員は、任期満了後においても、後任者が就任するまで、なおその職務を行うものとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。委員長は委員のうちから互選により選出する。
2 委員長は、委員会の議長となり、会務を総括する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じ、委員長が随時招集する。
2 委員長は、委員会を招集しようとするときは、委員に対し、開催日の1週間前までに、書面等により、日時、場所及び議題その他必要な事項を通知しなければならない。
3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、議題につき、あらかじめ書面等をもって意見を表明した委員は、出席者とみなす。
4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。
5 委員は、自己に特別の利害関係がある議案の審議及び議決に加わることはできない。
6 委員会は、原則として、非公開とする。
7 委員長は、必要と認めたときは委員会に諮り、委員以外の者に対して参考人として会議への出席を求め、資料の提供、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(議事録)

第7条 委員会の議事については、その経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成するものとする。

(事務局)

第8条 委員会の事務は、この法人の事務局が行うものとする。

2 事務局の職員は、委員会の会議その他の事務処理を通じて知り得た事項を他に漏らしてはならない。

(下部組織)

第9条 委員会は、必要に応じ小委員会、作業部会等下部組織を設置することができる。

(改廃)

第10条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規則は、一般社団法人東京電機大学校友会の設立の登記の日から施行する。

一般社団法人東京電機大学校友会 組織委員会規則

(目的)

第1条 この規則は、定款第44条の規定に基づき、一般社団法人東京電機大学校友会(以下「この法人」という。)の組織委員会(以下「委員会」という。)の構成と運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を任務とする。

- (1) 組織基盤に関する事業
- (2) 支部要望事項の対応
- (3) 正会員増強策に関する企画・立案及び調整
- (4) その他、地方支部の活性化に関する企画・立案及び調整

(委員会の責務)

第3条 委員会は、その活動に際し、理事会の権限を奪うことのないようにしなければならない。
2 委員会の活動の内容及び成果については、必要な都度、理事会に報告しなければならない。

(委員)

第4条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、理事会で選解任し、理事長が委嘱又は解嘱する。

- (1) 副理事長1名
 - (2) 代表理事及び業務執行理事以外の理事
- 2 委員は、10名以内とする。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 5 委員は、任期満了後においても、後任者が就任するまで、なおその職務を行うものとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。委員長は委員のうちから互選により選出する。
2 委員長は、委員会の議長となり、会務を総括する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じ、委員長が随時招集する。

2 委員長は、委員会を招集しようとするときは、委員に対し、開催日の1週間前までに、書面等により、日時、場所及び議題その他必要な事項を通知しなければならない。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、議題につき、あらかじめ書面等をもって意見を表明した委員は、出席者とみなす。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。

5 委員は、自己に特別の利害関係がある議案の審議及び議決に加わることはできない。

6 委員会は、原則として、非公開とする。

7 委員長は、必要と認めたときは委員会に諮り、委員以外の者に対して参考人として会議への出席を求め、資料の提供、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(議事録)

第7条 委員会の議事については、その経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成するものとする。

(事務局)

第8条 委員会の事務は、この法人の事務局が行うものとする。

2 事務局の職員は、委員会の会議その他の事務処理を通じて知り得た事項を他に漏らしてはならない。

(下部組織)

第9条 委員会は、必要に応じ小委員会、作業部会等下部組織を設置することができる。

(改廃)

第10条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規則は、一般社団法人東京電機大学校友会の設立の登記の日から施行する。

一般社団法人東京電機大学校友会 事務局規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人東京電機大学校友会(以下「この法人」という。)の定款第51条第4項の規定に基づき、この法人の事務局の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(職制)

第2条 事務局に所要の職員を置く。

2 職員は、それぞれの所掌事務を処理する。

(任務)

第3条 事務局は、次に掲げる事項を任務とする。

- (1) 日常の業務全般に関する事項
- (2) 社員総会、理事会等の各種会議の運営に関する事項
- (3) 各委員会の事務に関する事項
- (4) 会計処理規則に従い会計の処理をすること
- (5) 卒業者名簿を管理すること
- (6) 文書取扱規則に従い、文書を管理すること

(改廃)

第4条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規則は、一般社団法人東京電機大学校友会の設立の登記の日から施行する。

附 則

平成27年9月15日一部改正

東京電機大学同窓会 会則

第1章 名称及び事務所所在地

(名称)

第1条 本会は、東京電機大学同窓会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、本部を東京都足立区千住旭町5番東京電機大学校友会内に置く。

第2章 目的

(目的)

第3条 本会は、会員相互の親睦を図り、会員と母校との連繋を緊密にし、東京電機大学の事業遂行並びに発展に寄与することを目的とする。

第3章 会員

(構成員)

第4条 本会の会員を分けて正会員、在学会員、特別会員とする。

- 2 正会員は、東京電機大学大学院、東京電機大学、東京電機大学短期大学及び電機工業専門学校(以下「大学院」、「大学」、「短大」、「工専」と略称する)の卒業生とする。
- 3 在学会員は、大学院・大学の在学生とする。
- 4 特別会員は、東京電機大学教職員及び本会に特に功労あるもので幹事会の承認を得たものとする。

(議決権等)

- 第5条** 正会員が東京電機大学同窓会総会の構成員となり1個の議決権、選挙権及び被選挙権を有する。
- 2 在学会員及び特別会員は議決権、選挙権、被選挙権を有しない。

第4章 役員等

(役員等の構成)

第6条 本会の構成は、以下とする。

- 2 名誉会長1名
- 3 役員として、会長1名、副会長3名、会計2名
- 4 幹事40名以内(うち会長1名、副会長3名、会計2名)
- 5 会計監査2名
- 6 顧問及び参与若干名

(役員等の選任)

第7条 名誉会長には東京電機大学学長を推戴する。

- 2 会長、副会長、会計及び会計監査は幹事より総会において選出する。
- 3 顧問は、会の運営に寄与した幹事の経験者で会長が推薦し、幹事会の承認を得るものとする。
- 4 参与は、原則として会長の経験者で、幹事会の承認を得るものとする。

5 幹事は、会長が会員より推薦を受け、幹事会の承認を得るものとする。

(役員等の職務)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長の任務を補佐する。

3 名誉会長、顧問及び参与は会長の諮問に応え、会の運営に参画する。

4 会計は、本会の会計を担当する。但し、本会の会計は校友会の会計の一部を構成するため、校友会事務局と連携して担当するものとする。

5 会計監査は、本会の会計を監査する。

6 幹事は、会務を分担し、本会の運営にあたる。

(役員等の任期)

第9条 役員の前任期は2年とし、再任を妨げない。役員に欠員を生じ、会務に支障のあるときは、第7条の規定に従い、必要に応じてこれを補充することができる。但し、その任期は、前任者の残任期間とする。

2 参与の前任期は定めない。顧問の前任期は2年とし、原則2期までとする。

3 幹事及び会計監査の前任期は2年とし、再任を妨げない。幹事は、第7条の規定に従い必要に応じてこれを補充することができる。但し、その任期は他の幹事の残任期間と同一とする。

第5章 会議

(会議の種類)

第10条 会議は、総会、役員会及び幹事会とする。

(総会)

第11条 定時総会は毎年1回会長が招集し、本会の事業報告、収支決算及び会計監査の報告、事業計画案及び予算案並びに役員選出の議決を行う。

2 総会の議長は出席者から選出する。

3 総会で議決され報告された事項については、校友会理事会に遅滞なく報告する。

(役員会)

第12条 役員会は、役員により構成し、会長が召集する。

(幹事会)

第13条 幹事会は役員、幹事及び会計監査により構成し、必要に応じて会長が召集する。

(議決)

第14条 総会、幹事会及び役員会は出席人員を以て成立しその議決は出席人員の過半数をもって成立する。ただし、会則の改正等についての議決は、出席人員の3分の2以上の賛成をもって成立する。

第6章 委員会

(委員会)

第15条 本会の事業遂行上必要があるときは、会長は各種委員会を設けることができる。

2 委員会の委員は会長が選出し、幹事会の承認を得るものとする。

3 当該委員会を開催した際は、会長にその結果を報告するものとする。

第7章 会計

(経費)

第16条 本会の活動費用に充てるための経費は、校友会から交付された資金をもって充当する。

2 諸会合に要する経費は、その実費を会員から徴収することができる。

(事業年度)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

第8章 会則の改正及び委任

(改正)

第18条 本会則の改正は、総会の議決を要する。

(委任)

第19条 この会則施行についての細則は、幹事会の議決をへて別に定める。

附 則

昭和27年3月29日	設立制定
昭和51年4月20日	会則改正
昭和52年4月23日	一部変更
昭和54年4月21日	一部変更
昭和56年4月18日	一部変更
昭和57年4月24日	一部変更
平成元年4月15日	会則改正
平成5年4月17日	一部変更
平成18年4月8日	会則改正
平成24年5月12日	一部変更
平成25年4月20日	会則改正
平成28年4月23日	一部削除
平成28年11月21日	一部削除
令和2年6月6日	一部変更

東京電機大学中学・高等学校同窓会 会則

第1章 名称および事務所所在地

(名称)

第1条 本会は、東京電機大学中学・高等学校同窓会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、本部を東京都足立区千住旭町5番一般社団法人東京電機大学校友会(以下校友会という。)内に置く。

2 本会は、本部のほかに東京都小金井市梶野町四丁目8番1号東京電機大学中学校・高等学校内に事務所を置く。

第2章 目的

(目的)

第3条 本会は、会員相互の親睦を図り、併せて会員と母校との連繫を密にして、母校の発展に寄与することを以って目的とする。

第3章 会員

(構成員)

第4条 本会の会員は、正会員、在学会員および特別会員よりなる。

- (1) 正会員は、東京電機大学中学校、東京電機大学高等学校、東京電機工業学校、電機第一工業学校、同併設中学校、電機第二工業学校、同併設中学校および電機学園高等学校の卒業生とする。
- (2) 在学会員は、東京電機大学中学校および東京電機大学高等学校の在校生とする。
- (3) 特別会員は、東京電機大学中学校・高等学校の教職員および本会に特に功労のあった者で、幹事会で承認された者とする。

(議決権等)

第5条 正会員は、東京電機大学中学・高等学校同窓会総会(以下「総会」という。)の構成員となり、1個の議決権、選挙権および被選挙権を有する。

2 名誉会長、顧問、特別会員および在学会員は、議決権、選挙権および被選挙権を有しない。

第4章 役員等

(役員等の構成)

第6条 本会に次の役員等を置く。

- (1) 役員として会長1名、副会長若干名、会計2名、会計監査2名を置く。
- (2) 幹事として50名以内を置く。ただし、第1号の役員(会長、副会長、会計)は幹事を兼務するものとする。
- (3) 名誉会長1名を置く。
- (4) 顧問および参与若干名を置く。
- (5) クラス委員は、当該クラスより選出され、各クラス3名まで置くことができる。

(役員等の選任)

第7条 会長、副会長、会計は、総会において幹事の中から選出する。

2 名誉会長には、東京電機大学中学校・高等学校学校長を推戴する。

3 会計監査は、幹事以外から総会において選出する。

4 顧問は、名誉会長の経験者で、会長が推薦し、幹事会の承認を得るものとする。

5 参与は、原則として会長(旧会則による幹事長)および会長に準ずる経験者で幹事会の承認を得るものとする。

6 幹事は、会長が会員より推薦を受け、幹事会の承認を得た時点で任命・就任するものとする。

(役員等の職務)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を総括し、役員会および幹事会の議長となる。

2 副会長は、会長の任務を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の任務を代行する。

3 会計は、本会の会計を担当する。ただし、本会の会計は校友会の会計の一部を構成するため、校友会事務局と連携して担当するものとする。

4 会計監査は、本会の会計を監査し、幹事会に出席し意見を述べることができる。

5 総務は、総務担当および庶務担当に依り成り、本会の総務全般を担当する。

6 幹事は、会務を分担し、本会の運営にあたる。

7 クラス委員は、クラス会を開催し、本会との連絡を緊密にし、本会の発展を図る。

8 名誉会長、顧問および参与は、本会の求めに応じて意見を述べることができる。

(役員等の任期)

第9条 役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 会長は、総会で新たな会長が選出されたとき、幹事の任期が残存している場合でも、幹事の任期満了とみなされ幹事を退任する。

3 役員に欠員を生じ会務に支障のあるときは、第7条の規定に従い、必要に応じて、これを補充することができる。ただし、その任期は、前任者の残任期間とする。

4 幹事の任期は、2年とし、再任を妨げない。

5 幹事は、第7条の規定に従い必要に応じて、これを補充することができる。ただし、その任期は、新任時のみ当該年度と翌1年間とする。

第5章 会議

(会議の種類)

第10条 会議は、総会、役員会および幹事会とする。

(総会)

第11条 定時総会は、毎年1回会長がこれを招集する。ただし、学園の方針に伴い、総会を招集することが難しいと会長が判断した場合、幹事会の承認を得、電磁的方法での議決権行使による総会とすることができる。なお電磁的方法とは、電子メールによるものとする。(以下の条も同じ)

2 総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、副会長がこれに当たる。

3 次の事項についての決議及び報告を行う。

(1) 役員を選出および承認

(2) 事業報告および決算の承認、会計監査の報告

(3) 事業計画および予算の承認

(4) 幹事会で承認された幹事氏名の報告

- 4 電磁的方法での議決権行使による総会の場合、メールアドレスが登録されている中学・高等学校全卒業生(会員)全員に電磁的方法での議決権行使による総会とする理由を明記し、議決権行使書(氏名ならびに審議事項につき賛成か反対かの別および意見書を記載)の返信を依頼する。
- 5 総会で決議され報告された事項については、校友会理事会に遅滞なく報告するものとする。

第12条 役員会は、役員により構成し、会長が招集し、会務を審議決定する。ただし、役員会を招集することが難しいと会長が判断した場合、電磁的方法での議決権行使による役員会とすることが出来る。

第13条 幹事会は、役員および幹事により構成し、必要に応じて会長が招集し、会務を審議決定する。ただし、幹事会を招集することが難しいと会長が判断した場合、電磁的方法での議決権行使による幹事会とすることが出来る。

第14条 総会、役員会および幹事会は、出席人数を以って成立し、その決議は、出席人数の過半数を以って行う。ただし、会則の改定についての決議は、出席人数の3分の2以上の多数をもって行う。

- 2 電磁的方法での議決権行使による総会、役員会および幹事会とする場合、招集して開催する場合と同様の資料を、添付資料として配信し、併せて、別途、議決権行使書を添付し、返信された議決権行使書を集計する。総会については、その集計結果を当該同窓会のホームページ上に掲載する。
- 3 電磁的方法で議決権行使による総会、役員会および幹事会とする場合、前項で集計した議決権行使書の回答人数を以って成立し、その決議は、回答人数の過半数をもって行う。ただし会則の改定についての決議は、回答数の3分の2以上の多数をもって行う。

第6章 委員会

(委員会)

第15条 会長は、業務遂行上必要であると判断した場合、幹事会の承認により、委員会を設けることができる。

- 2 委員会の委員は、会長が選任し、幹事会の承認を得るものとする。
- 3 当該委員会を開催した都度、会長にその結果を報告するものとする。

第7章 会計

(経費)

第16条 本会の活動費用に充てるための経費は、校友会から交付された資金をもって充当する。

- 2 諸会合に要する経費は、その実費を会員から徴収することができる。

(事業年度)

第17条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月末日に終わる。

第8章 会則の改正および委任

(改正)

第18条 この会則の改正は、総会の決議を経て行う。

(委任)

第19条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は幹事会の承認により、会長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 本会則は、昭和35年04月17日より施行する。
- 2 昭和46年05月15日 第6条第4項一部改正
昭和47年06月27日 第6条第1項一部改正
昭和50年06月07日 第13条第1項一部改正
昭和56年06月27日 全面改正
昭和57年06月26日 第13条第1項一部改正
昭和60年06月22日 一部改正
平成04年06月20日 一部改正
平成09年06月21日 一部改正
平成14年06月15日 第6条第三号一部改正
平成16年05月15日 全面改正
平成17年05月14日 第8条第3項削除、第11条の変更、他一部変更
平成20年05月10日 一部改正(第7条名誉会員を会長に、第10条会計監査追記、他)
平成22年05月15日 全面改正(幹事を幹事会で承認出来るよう会則の改定を行い、更に細則の多くを本会則第7条に取り入れた。また、会長は、新会長が選出された時点で、幹事を降りなければならないが、副会長・会計は、各新役員が選出されても幹事を継続する)
平成25年04月01日 全面改正(一般社団法人東京電機大学校友会の設立の登記の日から施行)
平成25年04月27日 会計2名に訂正および会計監査(2名)の追加
平成26年05月17日 役員の明確化、総会議案についての決議および報告の明確化
平成30年05月19日 名称の誤記を修正
令和02年06月20日 総会および各会議につき、電子メールによる電磁的方法での議決権行使を可とする。

東京電機大学電機学校同窓会 会則

第1章 名称および事務所所在地

(名称)

第1条 本会は、東京電機大学電機学校同窓会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を東京都足立区千住旭町5番東京電機大学校友会内に置く。

第2章 目的

(目的)

第3条 本会は、会員相互の親睦を図り、会員と母校との連繋を緊密にし、学校法人東京電機大学の事業遂行並びに発展に寄与することを目的とする。

第3章 会員

(構成員)

第4条 本会の会員は、正会員および特別会員よりなる。

- (1) 正会員は、東京電機大学電機学校(旧電機学校を含む)の卒業生とする。
- (2) 特別会員は、東京電機大学電機学校の元教職員(正会員である者を除く)および本会に特に功労のあった者で、幹事会の推薦を受けた者とする。

(議決権等)

第5条 正会員は、東京電機大学電機学校同窓会総会(以下「総会」という。)の構成員となり、1個の議決権、選挙権および被選挙権を有する。

- 2 特別会員は、議決権、選挙権および被選挙権を有しない。
- 3 特別会員は、本会の求めに応じて意見を述べることができる。

第4章 役員等

(役員の構成)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名、副会長4名以内を置く。
- (2) 幹事として若干名を置く。(ただし、第1号の役員は幹事を兼務するものとする。)

(役員等の選任)

第7条 会長および副会長は、幹事会の互選により推薦し、総会において選出する。

- 2 幹事は、正会員の中から幹事会で選出し、総会の承認を得るものとする。

(役員の職務)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を統括し、幹事会の議長となる。

- 2 副会長は、会長の任務を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の任務を代行

する。

3 幹事は、会務を分担し、本会の運営にあたる。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 役員に欠員を生じ会務に支障のあるときは、第7条の規定に従い、必要に応じて、これを補充することができる。ただし、その任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、後任に業務引継をするまでは、その職務を行う。

(名誉会長等)

第10条 本会に名誉会長1名を置くことができる。

2 本会に顧問若干名および参与若干名を置くことができる。

(名誉会長等の選任・職務)

第11条 名誉会長および顧問は、東京電機大学電機学校長の歴任者、特別会員および参与の中から会長が推薦する。

2 参与は、会員として功労のあった者のうちから、総会の承認を経て、会長が推薦する。

3 名誉会長、顧問および参与は、本会の求めに応じて意見を述べるができる。

第5章 会議

(会議の種類)

第12条 会議は、総会、および幹事会とする。

(総会)

第13条 定時総会は、毎年1回会長がこれを招集し、次の事項についての決議を行う。

(1) 本会の役員等の選出・承認

(2) 本会の事業報告および決算の承認

(3) 本会の事業計画および収支予算の承認

2 総会の議長は、出席者から選出する。

3 総会で決議された事項については、校友会理事会に遅滞なく報告するものとする。

4 総会は、出席人数を以って成立し、その決議は、出席人数の過半数をもって行う。ただし、会則の改正についての決議は、出席人数の3分の2以上の多数をもって行う。

(幹事会)

第14条 幹事会は、役員により構成し、必要に応じて会長が招集し、会務を審議決定する。

2 幹事会は、議決権を有する構成人員の過半数(委任状含む)の出席人数を以って成立し、その決議は、出席人数の過半数をもって行う。

第6章 委員会

(委員会)

第15条 会長は、業務遂行上必要であると判断した場合、幹事会の承認により、委員会を設けることができる。

2 委員会の委員は、幹事の中から、会長が委嘱する。

3 当該委員会を開催した都度、会長にその結果を報告するものとする。

第7章 会計

(経費)

第16条 本会の活動費用に充てるための経費は、校友会から交付された資金をもって充当する。

2 諸会合に要する経費は、その実費を会員から徴収することができる。

(事業年度)

第17条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月末日に終わる。

第8章 会則の改正および委任

(改正)

第18条 この会則の改正は、総会の決議を経て行う。

(委任)

第19条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は幹事会の承認により、会長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 昭和39年7月 制定
- 2 平成4年6月 一部改定
- 3 平成12年4月 一部改定
- 4 平成14年4月 一部改定
- 5 平成17年4月 一部改定
- 6 平成19年4月 一部改定
- 7 平成23年4月 一部改定

附 則

- 8 平成25年4月27日 一部変更

この会則の変更は、一般社団法人東京電機大学校友会の設立の登記の日から施行する。

附 則

- 9 平成28年4月23日 一部改定

一般社団法人東京電機大学校友会 旅費規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人東京電機大学校友会(以下「この法人」という。)の必要業務を遂行するための出張者に支給する旅費に関する事項を定めることを目的とする。

(旅費の請求)

第2条 旅費(概算払にかかる旅費を含む。)の支給を受けようとする者は、所定の請求書に必要な書類を添えて提出しなければならない。

(旅費の概算前渡)

第3条 旅費は出張の予定日数に応じ概算前渡を為すことができる。ただし、この場合には帰着後3日以内にその精算をしなければならない。

(旅費の種類)

第4条 旅費とは、出張に要する交通費(鉄道賃、航空賃、船賃、車賃)、日当、宿泊費及び出張雑費とする。

2 航空賃は、特に航空機によることが必要と認められた場合に限り支給する。

3 出張雑費は、出張の目的・理由その他特別の事情により、必要経費と認めた場合に支給する。

4 旅費の額は、別表に規定するところによる。

(宿泊出張)

第5条 宿泊出張とは、この法人の必要業務遂行に宿泊を要するものをいう。

(日帰り出張)

第6条 日帰り出張とは、出発及び帰着が当日中のもののうち、往復の距離が100キロメートル以上であり、かつ、出張に要する時間が3時間以上のものをいう。

2 前項に定める往復の距離及び所要時間に該当しないものは公務外出と称し、交通費実費を支給する。

(交通費の計算)

第7条 交通費は、この法人の本部若しくは出張者の勤務地又は居住地を出発及び帰着の起点とし、通常の順路及び方法により旅行した場合の費用により計算する。ただし、職務上の必要又は天災その他やむを得ない事情があると認められた場合には、この限りではない。

(旅費の調整)

第8条 旅費は、次の各号に該当するときは、その一部または全部を支給しない。

(1) この法人以外の機関その他から旅費が支給されるとき。

(2) その他特殊な事情により、旅費の支払いを要しないとき。

(改廃)

第9条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規則は、一般社団法人東京電機大学校友会の設立の登記の日から施行する。

附 則

平成27年9月15日 一部改正(第4条～第10条)

別表 旅費支給基準

		宿泊出張	日帰出張
交通費	鉄道賃	乗車に要する料金。片道50km以上の場合は、特別急行料金を支給	
	航空賃	搭乗に要する料金	
	船賃	乗船に要する料金	
	車賃	バス運賃およびタクシー運賃の実費	
日当	往復100km以上 300km未満	3,000円／日	1,000円
	往復300km以上	午後出発または午前帰着の日は 1,500円	3,000円 午後出発または午前帰着の場合 1,500円
宿泊費		11,000円／日	-
出張雑費		実費	

一般社団法人東京電機大学校友会 個人情報保護規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律(平成27年法律第65号による改正後の個人情報の保護に関する法律で平成29年5月30日施行。以下「個人情報保護法」という。)に基づき、一般社団法人東京電機大学校友会(以下「この法人」という。)が保有する個人情報の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、個人情報の適正な収集、利用、管理および保存を図り、この法人における個人の権益およびプライバシーの保護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 本規則における用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 個人情報

生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人と識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)及び個人識別符号が含まれるものをいう。

(2) 要配慮個人情報

本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして個人情報保護法施行令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

(3) 個人情報データベース等

個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

ア 特定の個人情報をコンピュータ(電子計算機)を用いて検索できるように体系的に構成したものをいう。

イ 特定の個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であつて、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの。

(4) 個人データ

この法人が管理する個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

(5) 保有個人データ

この法人が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして個人情報保護法施行令が定めるものをいう。

(6) 本人

個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(個人情報保護統括責任者等)

第3条 個人情報保護のための業務を統括する者として、個人情報保護統括責任者を置くものとし、常務理事がその任にあたる。

2 個人情報保護統括責任者を補佐し、個人情報を取り扱う事務を管理監督する者として、個人情報保護事務管理者を置くものとし、事務局長がその任にあたる。

第2章 個人情報

(利用目的の特定)

第4条 この法人は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用目的をできる限り特定し、利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱わない。

- 2 利用目的を変更する場合は、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲内で行う。
- 3 利用目的を変更した場合は、変更した利用目的につき、本人に通知し又は公表する。

(取得の原則)

第5条 この法人は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得しない。

- 2 この法人は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、要配慮個人情報を取得しない。ただし、法令に基づいて取得する場合、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき等法令で認められている場合はこの限りではない。

(利用目的の通知又は公表)

第6条 この法人は、個人情報の利用目的をホームページで公表する。

- 2 本人から直接書面(電子メールや電磁的方法も含む。)により当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、利用目的を明示する。
- 3 次に掲げる場合には、利用目的の通知又は公表を行わないことができる。
 - (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (2) この法人の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
 - (3) この法人が協力する、国又は地方公共団体等の事務遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
 - (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

第3章 個人データの管理

(データ内容の正確性の確保)

第7条 個人データは、利用目的達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の内容を保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第8条 取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損(以下、「漏えい等」という。)の防止その他の個人データの安全管理のために、組織的、人的、物理的及び技術的に必要かつ適切な措置を講ずる。

- 2 組織的安全管理措置として、次の措置を講ずる。
 - (1) 個人情報保護事務管理者である事務局長は、個人データが本規則その他定められた取扱方法に従って取扱われていることを定期的に確認する。
 - (2) 漏えい等の事案の発生時に備え、従業者から個人情報保護事務管理者である事務局長に対する報告連絡体制、及び事務局長から個人情報保護統括責任者に対する連絡報告体制を策定する。
 - (3) 安全管理措置については、定期的に改善のため見直しを行う。
- 3 人的安全管理措置として、次の措置を講ずる。
 - (1) 個人データを含む個人情報の取扱いに関する留意事項について、従業者に定期的な研修等を行う。
 - (2) 個人データを含む個人情報についての秘密保持に関して従業者と契約を締結する。
- 4 物理的安全管理措置として、次の措置を講ずる。

- (1) 個人データを取り扱うことができる従業者等を厳格に定め、権限を有しない者が個人データを閲覧することを防止する。
 - (2) 個人データを取り扱う機器及び個人データが記録・記載された電子媒体・書類等を盗難から防止するため、これらを施錠できるキャビネット・書庫等に保管し、またはセキュリティワイヤー等で固定する。
 - (3) 個人データが記録・記載された電子媒体・書類等を持ち運ぶ場合には、パスワードを設定し、又は封筒に封入しカバンに入れて搬送する等、紛失・盗難等を防ぐための安全な方策を講ずる。
 - (4) 個人データを削除し、又は個人データが記録された機器、電子媒体等を廃棄する場合には、個人情報保護事務管理者である事務局長が確認する。
- 5 技術的安全管理措置として、次の措置を講ずる。
- (1) 個人データを取り扱うことのできる機器及び当該機器を取り扱う従業者を明確にし、個人データへの不要なアクセスを防止する。
 - (2) 機器の標準装備されているユーザーアカウント制御により、個人情報データベース等を取り扱う情報システムを使用する従業者を識別・認証する。
 - (3) 個人データを取り扱う機器等のオペレーションシステムを最新の情報に保持するとともに、セキュリティ対策ソフトウェア等を導入し、自動更新機能等の活用により、これを最新状態として、外部からの不正アクセス等を防止する。
 - (4) メール等により個人データの含まれるファイルを送信する場合には、当該ファイルへのパスワードを設定して、情報システムの使用に伴う漏えい等を防止する。

(従業者の監督)

第9条 個人情報保護事務管理者である事務局長は、従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(委託先の監督)

第10条 個人データの取扱いの全部又は一部を外部に委託する場合は、委託先が安全管理措置を講じていることを確認するとともに、委託契約に安全管理措置を定めるように努める。

(第三者への提供の制限)

第11条 次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命・身体又は財産の保護のために必要な場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (4) 国の機関又は地方公共団体等が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 2 第三者に提供される個人データ(要配慮個人データ、不正取得された個人データ及びオプトアウト規定により提供された個人データを除く。以下この項において同じ。)について、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、所定の方法により、国の個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

- (1) 第三者への提供を利用目的とすること。
 - (2) 第三者に提供される個人データの項目
 - (3) 第三者への提供の方法
 - (4) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。
 - (5) 本人の求めを受け付ける方法
- 3 前2項にかかわらず、第三者が外国(我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則が定めるものを除く。)にある場合には、第1項(1)～(4)号の場合を除き、本人の同意なく個人データを提供してはならない。ただし、当該第三者が国の個人情報保護委員会で定める基準に適合する体制を整備している場合には、本人の同意がなくても個人データを提供することができる。
- 4 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、第1項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
- (1) 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合
 - (2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
 - (3) 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

(第三者への提供に係る記録の作成等)

第12条 個人データを第三者に提供した場合(前条第1項各号に該当する場合又は前条第4項各号に該当する場合を除く)には、個人情報保護事務管理者は、次の事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、この法人が本人に対する物品又は役務の提供に関連して当該本人に係る個人データを第三者に提供した場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に記録すべき事項が記載されているときは、当該書面をもって第三者へ個人データを提供したときの記録に代えることができる。

- (1) 本人の同意を得ている旨(前条第2項の規定により個人データを提供した場合は提供した年月日)
 - (2) 当該第三者の氏名又は名称その他の当該第三者を特定するに足りる事項(不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨)
 - (3) 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項
 - (4) 当該個人データの項目
- 2 前項の記録は、第三者に個人データの提供をした都度、速やかに作成しなければならない。ただし、個人データを第三者に継続的に若しくは反復して提供したとき、又はその確実な見込みがあるときは、一括して作成することができる。
- 3 前2項により作成した記録を、以下の場合に応じて、当該記録を作成した日から所定の期間保存しなければならない。

場 合	保存期間
① 本人を当事者とする契約書等に基づく個人データの提供の場合	最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して1年を経過する日までの間
② 個人データを継続的に若しくは反復して提供する場合	最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して3年を経過する日までの間
③ 上記①又は②以外の場合	当該記録を作成した日から3年間

(第三者からの提供)

第13条 第三者から個人データの提供を受けるに際しては、個人情報保護事務管理者は、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第11条第1項各号に該当する場合又は同条4項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人)の氏名
 - (2) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯
- 2 前項により個人データの提供を受けた場合、個人情報保護事務管理者は、次の事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、この法人が本人に対する物品又は役務の提供に関連して当該本人に係る個人データを第三者から提供を受けた場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に記録すべき事項が記載されているときは、当該書面をもって第三者から個人データの提供を受けたときの記録に代えることができる。
- (1) 本人の同意を得ている旨(第11条第2項の規定により個人データの提供を受けた場合は提供を受けた年月日)
 - (2) 前項各号に掲げる確認事項
 - (3) 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項
 - (4) 当該個人データの項目
 - (5) 第11条第2項の規定により個人データの提供を受けた場合は、国の個人情報保護委員会による公表がされている旨
- 3 前項の記録は、第三者から個人データの提供を受けた都度、速やかに作成しなければならない。ただし、個人データを第三者から継続的に若しくは反復して提供を受けたとき、又はその確実な見込みがあるときは、一括して作成することができる。
- 4 前2項により作成した記録を、以下の場合に応じて、当該記録を作成した日から所定の期間保存しなければならない。

場 合	保存期間
① 本人を当事者とする契約書等に基づく個人データの提供を受けた場合	最後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日から起算して1年を経過する日までの間
② 個人データを継続的に若しくは反復して提供を受けた場合	最後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日から起算して3年を経過する日までの間
③ 上記①又は②以外の場合	当該記録を作成した日から3年間

第4章 保有個人データ

(保有個人データに関する事項の公表等)

第14条 保有個人データに関する次の事項については、個人情報保護法に基づき、公表又は本人の求めに応じて遅滞なく回答する。

- (1) この法人の名称
- (2) 全ての保有個人データの利用目的
- (3) 保有個人データの開示等に必要の手続及び手数料の額
- (4) 保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先

(利用目的の通知)

第15条 本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人

に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 前条の公表等により、利用目的が明らかである場合

(2) 第6条第3項(1)～(3)に該当する場合

- 2 前項の規定により求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し遅滞なく当該決定した旨を通知する。

(開示)

第16条 本人からの当該本人が識別される保有個人データ開示の請求の方法は、①電磁的記録の提供による方法、②書面の交付による方法、③その他この法人が定める方法とする。

- 2 この法人は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示に係る請求を受けたときは、当該本人が請求した方法(当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあっては、書面の交付による方法)により、遅滞なく、当該保有個人データを開示するものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

(1) 本人又は第三者の権利利益を害する場合

(2) この法人の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

(3) 他の法令に違反することとなる場合

- 3 第1項の規定による請求に係る保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をした場合、当該保有個人データが存在しない場合、又は同項の規定により本人が請求した方法による開示が困難である場合は、本人に対し、遅滞なく、その旨を書面をもって通知するものとする。この場合、この法人は、本人に対し、併せてその理由を説明するものとする。

(訂正等)

第17条 本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実ではないとして当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除(以下、「訂正等」という。)の請求がなされた場合は、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行う。

- 2 前項の請求に係る保有個人データの内容の全部又は一部について訂正等を行った場合、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を書面をもって通知しなければならない。

(利用停止等)

第18条 本人から、当該本人が識別される保有個人データが目的外利用されているとき、偽りその他不正の手段により個人情報取得されているとき又は本人の同意無く要配慮個人情報取得されたとき、保有個人データを利用する必要がなくなったとき、個人情報保護法の規定する漏えい等の事案が生じたとき、当該本人の正当な利益が害される恐れがあるときに該当するとして当該保有個人データの利用の停止又は消去の請求がなされた場合であって、その請求に理由があることが判明した場合は、違反を是正するのに必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、利用停止に多額の費用を要する場合その他利用停止が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りではない。

- 2 本人から、当該本人が識別される保有個人データが本人の同意なく違法に第三者提供されているとき、保有個人データを利用する必要がなくなったとき、個人情報保護法の規定する漏えい等の事案が生じたとき、当該本人の正当な利益が害される恐れがあるときに該当するとして当該保有個人データの第三者への提供の停止請求がなされた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、遅

滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、第三者提供の停止に多額の費用を要する場合その他第三者提供の停止が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するために必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りではない。

- 3 前2項に定める保有個人データの全部又は一部について利用停止・第三者提供停止を行った場合又は行わない旨を決定したときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を書面をもって通知しなければならない。

(開示請求等に関する手続)

第19条 保有個人データの開示請求等(開示、訂正等及び利用停止等)は書面をもって行う。

- 2 前項の書面には次の事項を記載しなければならない。

- (1) 請求者(本人又は代理人)の氏名その他請求者を特定するに足りる事項
- (2) 開示等(開示、訂正等及び利用停止等)を求める個人情報を含む記録文書の名称等の記録文書を特定する事項及び開示を求める個人情報
- (3) 開示等を求める理由

(不服の申立)

第20条 保有個人データの開示請求等(開示、訂正等及び利用停止等)に関する不開示等の決定に対しては、請求者は、この法人の総務委員会に不服申立をすることができる。正当な理由なく相当の期間内に決定が行われない場合も同様とする。

- 2 前項の請求は、総務委員会委員長に対して、書面をもって行う。

- 3 前項の書面には次の事項を記載しなければならない。

- (1) 氏名、住所等申立人を特定する事項
- (2) 不服申立に係る記録文書の名称等の記録文書を特定する事項及び開示等を求める個人情報
- (3) 不服申立の理由
- (4) その他総務委員会が定める事項

- 4 第2項の書面には、不開示等の決定理由通知書の写しを添付しなければならない。ただし、正当な理由なく相当の期間内に決定が行われないことをもって不服申立の理由とする場合には、この限りでない。

- 5 総務委員会は、不服申立の内容を調査し確認するために調査小委員会を設置することができる。

- 6 総務委員会は、不服申立について決定を行ったときは、その結果を申立人に通知するとともに、速やかに個人情報保護統括責任者または個人情報保護事務管理者に報告する。

(改廃)

第21条 本規則の改廃は、理事会決議による。

(委任)

第22条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年2月13日より施行する。本規則の施行に伴い、従前の個人情報保護規則は、平成30年2月13日をもって廃止する。

附 則

令和4年4月19日理事会 一部改正(第2条第1項第5号、第11条第2項、第16条、第18条第1項及び第2項)

一般社団法人東京電機大学校友会 奨学金規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人東京電機大学校友会(以下「この法人」という。)の在学会員に対する奨学金貸付に関する事項を定めることを目的とする。

(奨学生の資格)

第2条 奨学金の貸付を受けることができる者(以下「奨学生」という。)は、次の各号の要件を充たしていなければならない。

- (1) この法人の在学会員であること。ただし、休学者及び留学者は除く。
- (2) 家計収入による学費支弁が困難であること。
- (3) 人物が誠実であって学業意欲が旺盛であること。

(出願手続)

第3条 奨学生を希望する者は、所定の願書に次の号に掲げる必要書類を添えて、学校法人東京電機大学(以下「学園」という。)の設置する各校の担当部署を経由してこの法人の事務局に提出しなければならない。

- (1) 奨学生調書
- (2) 成績証明書または成績通知書(単位履修状況が判るもの)
- (3) 返済計画書
- (4) その他必要な書類

(出願の時期)

第4条 出願の時期は、原則として、学園の設置する各校で定める学費等の納入期限の10日前までとする。ただし、学費延納願を提出し、学費延納を認められた者の出願の時期は、学費延納期限の10日前までとする。

(奨学生の決定)

第5条 学園の東京千住キャンパス事務部長又は生活指導部長の推薦に基づき、書類選考及びこの法人の面談により審査し、理事長が奨学生を決定する。

(誓約書・借用書)

第6条 奨学生に採用された者は、所定の誓約書及び連帯保証人2名が連署した借用書を提出しなければならない。

- 2 連帯保証人は、独立の生計を営む返還能力のある成年者でなければならない。
- 3 連帯保証人のうち1名は、父母兄弟又はこれに代わる者でなければならない。

(貸付額)

第7条 奨学金の貸付額は、学費(授業料及びこれと同時に納付する金員を含む。)相当額の2分の1とし、学園の設置する各校で定める納入期までに奨学生に直接支給する。

- 2 奨学金は、学費に充当しなければならない。

(貸付回数)

第8条 奨学金の貸付は学園の設置する各校の在籍期間中1回とする。

(返還)

第9条 奨学生は、奨学生の取消しを受けることなく学園の設置する各校を卒業又は修了若しくは満期退学したときは、奨学金をこの法人に返還しなければならない。

2 返還は、原則として年賦、半年賦、月賦による元本均等返済とする。ただし、奨学金の口座振替による返還は原則として年賦又は月賦による元本均等返済によるものとする。

3 返還に係わる手数料は、奨学生が負担する。

4 返還期間は、卒業又は修了若しくは満期退学した日の翌月から6ヵ月を経過した月から起算し、5年間の限度とする。ただし、いつでも繰上返還できる。

5 奨学生が割賦金の返還を怠ったと認められるときは、第2項及び第4項の規定にかかわらず、その者及び連帯保証人に対して請求し、この法人の指定する日までに返還未済額の全部を返還させることができる。ただし、連帯保証人に対する請求は、延滞期間が1ヵ年経過した時とする。

6 奨学生が学園の設置する他の学校に進学したときは、何等の決定を要しないでその修学期間中返還を猶予される。

(利息)

第10条 奨学金は無利息とする。

(延滞金)

第11条 奨学金の返還を正当な理由なく6ヵ月以上延滞したときは、延滞金を徴収する。

2 前項に定める延滞金は、延滞期間が6ヵ月を超えるごとに延滞している割賦金の2.5%相当額とする。

(返還の強制)

第12条 奨学生又はその連帯保証人が割賦金の返還を1年以上延滞し、今後回収が不可能となる可能性が大きいと認められるときは、民事訴訟法(平成8年法律第109号)及び民事執行法(昭和54年法律第4号)その他強制執行の手続に関する法令に定める手続等により割賦金の返還を確保するものとする。

第13条 奨学生等が返還未済額の全部の返還(第9条第5項の規定による奨学金返還未済額の全部の返還をいう。以下同じ。)の請求を受けてもこの法人の指定した日までに返還未済額の全部の返還を行わないときは、前条の規定を準用する。

2 奨学生等がこの法人の指定した日までに返還未済額の全部の返還を行わないときは、その延滞している返還未済額の全部の額につき延滞金を徴収する。この場合においては、第11条第2項の規定を準用する。

(奨学金の償却)

第14条 法的な破綻の事実が発生していないものの、延滞が長期にわたっており、かつ所在不明等連絡を取る事が出来ず督促する事が不可能な奨学生に対しては、連帯保証人に返還の督促を行った上、回収が困難であると認められる場合は、当該奨学金(債権)を償却する事が出来る。

2 法的な破綻の事実が発生している奨学生に対しては、連帯保証人に対し返還の督促又は請求を行った上、連帯保証人の資力等の状況により回収に努めることが困難又は不相当であると認められる場合は、当該奨学金(債権)を償却することができる。

3 前2項において償却することができる金額は、奨学金返還未済額の全部又は一部とする。

(報奨金)

第15条 奨学生等が最終の割賦金の返還期日の3年前までに返還未済額の全部を一時に返還したときは、その者に対し、その返還により繰上返還したこととなる割賦金の金額につき3%の割合で計算した

金額を報奨金として支払うものとする。

(返還の免除)

第16条 理事長は、奨学生が死亡し、又は精神若しくは身体の障害により労働能力を喪失し、その奨学金を返還することができなくなったときは、奨学金の返還の一部又は全部を免除することができる。

2 前項の規定により奨学金の返還免除を受けようとするときは、奨学生又は相続人は、連帯保証人との連署による奨学金返還免除願に、それぞれ次の各号の書類を添えてこの法人の事務局に提出しなければならない。

(1) 死亡によるときは戸籍抄本又は個人事項証明書等の公的な証明書

(2) 心身障害によるときは次の書類

イ その事実及び程度を証する医師の診断書

ロ 返還できなくなった事情を証する書類

3 前項の願い出があつたときは、これを審査決定し、その結果を奨学生、相続人及び連帯保証人に通知する。

(割賦金の減額返還)

第17条 理事長は、奨学生が災害、傷病、失業などの経済的理由により奨学金の返還が困難であるが、割賦金を減額すれば返還可能である者に対して、割賦金を減額することができる。

2 前項の規定により割賦金の減額を受けようとするときは、奨学生は、連帯保証人との連署による割賦金減額願に、それぞれ次の各号の書類を添えてこの法人の事務局に提出しなければならない。

(1) 災害によるときは、罹災証明書等の公的な証明書

(2) 傷病によるときは、その事実及び程度を証する医師の診断書

(3) 失業などの経済的理由によるときは、所得証明書等の公的な証明書

3 前項の願い出があつたときは、これを審査決定し、その結果を奨学生及び連帯保証人に通知する。

4 減額の方法は次の通りとする。

(1) 1回当たりの割賦金を2分の1に減額し、その分の返還期限を延長する。

(2) 適用期間は、2ヵ年(1ヵ年分の割賦金を2ヵ年で返還)とし、最長4年(48ヵ月)まで延長できるものとする。

5 減額返還適用中に2回続けて延滞した場合は、延滞発生時に遡って減額返還の適用取消とし、減額返還適用前の当初割賦金を延滞額とし、第11条を適用する。

(返還期限の猶予)

第18条 理事長は、奨学生が災害、傷病、失業などの経済的理由により奨学金の返還が困難であるが、一定期間返還を待てば、その後の返還が可能である者に対して、返還期限を猶予することができる。

2 前項の規定により返還期限の猶予を受けようとするときは、奨学生は、連帯保証人との連署による返還期限猶予願に、それぞれ次の各号の書類を添えてこの法人の事務局に提出しなければならない。

(1) 災害によるときは、罹災証明書等の公的な証明書

(2) 傷病によるときは、その事実及び程度を証する医師の診断書

(3) 失業などの経済的理由によるときは、所得証明書等の公的な証明書

3 前項の願い出があつたときは、これを審査決定し、その結果を奨学生及び連帯保証人に通知する。

4 返還期限猶予の願い出は1年ごとに願い出るものとし、猶予期間は次の通りとする。

(1) 災害、傷病によるときは、当該事由が継続する期間猶予できるものとする。

(2) 失業などの経済的理由によるときは、猶予の期間は通算5年(60ヵ月)を限度とする。

5 延滞している場合でも、災害、傷病、失業などの経済的理由により、真に返還が困難と認められる場合は、延滞分を据え置き、返還期限猶予願を提出した時点から返還期限の猶予を適用する。

(奨学生の取消)

第19条 理事長は、次の各号に該当すると認めるときは、奨学生の決定を取消することができる。

- (1) 奨学生が学園の設置する各校を退学したとき。
- (2) 奨学生が学園の設置する各校から除籍されたとき。
- (3) 奨学生とすることが著しく不当であるとき。

(還付)

第20条 前条の規定によって奨学生の決定が取消されたときは、奨学生は支給を受けた奨学金を直ちにこの法人に還付しなければならない。

2 前項にかかわらず理事長は、奨学生が災害、傷病、失業などの経済的理由により奨学金を直ちに還付することが困難であると認められる場合には、5年を限度に還付期間を猶予することができる。

(異動届)

第21条 奨学生は、改氏名、住所変更又は連帯保証人変更等重要事項に異動のあったときは、その都度速やかにこの法人に届け出なければならない。

(改廃)

第22条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(委任)

第23条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。施行に伴い、東京電機大学校友会新電気奨学金貸付細則は、平成27年3月31日をもって廃止する。

平成27年3月31日以前の奨学生についても、この規則を適用するものとする。

附 則

平成29年9月12日理事会一部改正(第4条新設並びに条数の繰り下げ、第5条、及び附則への追記)

附 則

平成30年2月13日理事会一部改正(第11条、第12条、第16条、第17条及び第18条新設並びに条数の繰り下げ、第20条)

ただし、第11条(遅滞金)の利率変更は、平成30年4月以降に採用した奨学生から適用する。

一般社団法人東京電機大学校友会 会計処理規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この会計処理規則は、一般社団法人東京電機大学校友会(以下「この法人」という。)における会計処理を正確かつ円滑に行い、財政状態を明らかにするとともに、この法人の健全なる運営を図ることを目的とする。

(適用)

第2条 会計処理は、定款及び公益法人会計基準(平成20年4月11日、平成21年10月16日改正内閣府公益認定等委員会)等の一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に基づき、別に定めるもののほか、この規則に定めるところによる。

(会計年度)

第3条 この法人の会計年度は、定款の定めるところにより、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会計区分)

第4条 この法人の会計区分は、次のとおりとする。

- (1) 実施事業等会計
- (2) その他会計
- (3) 法人会計

(経理責任者)

第5条 経理責任者は、常務理事とする。ただし、経理責任者に事故あるときは事務局長が職務を代行する。

(帳簿書類の保存・処分)

第6条 経理に関する帳簿、伝票及び書類の保存期間は、次のとおりとする。

- (1) 財務諸表、財産目録、附属明細書10年
 - (2) 会計帳簿及び会計伝票10年
 - (3) 領収書等証憑書類10年
 - (4) その他の関係書類5年
- 2 帳簿等を焼却その他処分に付する場合は、事前に経理責任者の指示又は承認によって行うものとする。

第2章 勘定科目及び帳簿

(勘定科目)

第7条 この法人の資産、負債及び正味財産に影響を及ぼす取引は、正規の簿記の原則を遵守して適正な勘定科目に仕訳けし、整然かつ明瞭に会計帳簿に記録、整理されなければならない。

(勘定処理の原則)

第8条 勘定処理を行うにあたっては、特に次の原則に留意しなければならない。

- (1) すべての収入及び支出は、予算にもとづいて処理しなければならない。
- (2) 収入科目と支出科目とは、直接相殺してはならない。

(帳簿)

第9条 会計帳簿は、次のとおりとする。

(1) 主要簿

ア 仕訳帳(又は会計伝票)

イ 総勘定元帳

(2) 補助簿

2 補助簿は、これを必要とする勘定科目について備え、主要簿と有機的関連のもとに作成する。

(会計伝票)

第10条 記帳整理は、会計伝票により行うものとする。

2 会計伝票は、次のとおりとする。

(1) 入金伝票

(2) 出金伝票

(3) 振替伝票

3 会計伝票は、証憑に基づいて作成する。

(証憑)

第11条 証憑とは、会計伝票の正当性を立証する書類をいい、次のものをいう。

(1) 請求書

(2) 領収書

(3) 証明書

(4) 稟議書

(5) その他支払いを裏づける書類

(記帳)

第12条 総勘定元帳は、すべて会計伝票にもとづいて記帳する。

2 補助簿は、会計伝票又はその証憑書類にもとづいて記帳する。

(検算照合)

第13条 補助簿の借方、貸方の会計及び残高は、総勘定元帳の当該口座の金額と照合確認しなければならない。

第3章 収支予算

(収支予算の目的)

第14条 収支予算は、事業計画を具体的に計数化したものであり、収支予算の執行者の責任と権限の範囲を明確にし、円滑な事業運営の実施を目的とする。

(収支予算の編成時期)

第15条 事業計画及び収支予算書は、会計区分に従い、理事長が当該会計年度の始まる以前に作成し、理事会の決議を経て確定する。

(暫定予算)

第16条 収支予算が、やむを得ない理由により当該事業年度の始まる前に成立できない場合には、理事長は理事会の決議を経て予算成立の日まで、前年度の収支予算の範囲内で暫定的に使用することができる。

2 前項の暫定予算は、速やかに本予算へ組み入れることを要する。

(予算の流用)

第17条 予算の執行にあたり、大・中項目間において相互に流用してはならない。ただし、経理責任者が必要と認めたときは、小科目相互間において執行することができる。

(予備費の計上と使用)

第18条 予測し難い支出に充てるため相当額の予備費を計上するものとする。また、これの使用については理事会の承認を得なければならない。

(補正予算)

第19条 理事長は、やむを得ない理由により、収支予算の補正を必要とする場合には、補正予算を編成し、理事会の決議を経て確定する。

第4章 出納

(金銭の範囲)

第20条 この規則において金銭とは、現金、預貯金、小切手、郵便為替証書、振替貯金証書等をいう。
2 有価証券は、金銭に準じて取り扱うものとする。

(出納責任者)

第21条 金銭の出納、保管について出納責任者を置かねばならない。
2 出納責任者は、事務局長とする。
3 出納責任者は、金銭の保管及び出納事務を取り扱わせるため、経理事務担当者を置くものとする。

(金銭の出納)

第22条 金銭の収納及び支払いについては、経理事務担当者がその理由を証憑書類(第11条)により、行わなければならない。
2 100万円未満の支払いのうち、定例的なものについては、理事職務権限規則の別表「理事の職務権限」にかかわらず、出納責任者の専決事項とし、それ以外のものについては、経理責任者の承諾を得た上で実施するものとする。
3 100万円以上の支払いについては、契約書、見積書比較等の実施状況及び納品の確認等を調査の上、理事長の承認を得た上で実施するものとする。
4 前項については、会計処理規則施行細則に従うものとする。
5 経理事務担当者は、電子決裁を行う場合、出納責任者による認証を得るものとする。

(金銭等の保管)

第23条 金銭に含まれる現金、預貯金証書、小切手帳、有価証券、その他金銭に類する重要物件については、出納責任者の責任において厳重に管理し、所定の金庫に保管するとともに必要に応じ金融機関等の保護預りをしなければならない。
2 小口払現金については、出納責任者の監督のもとに経理事務担当者に取り扱わせることとする。
3 手持現金は、通常必要額を除き遅滞なく銀行等に預入れしなければならない。

(金銭の残高照合)

第24条 経理事務担当者は、現金については毎日の出納終了後、その残高を関係帳簿と照合しなければならない。
2 預貯金については、毎月一回預貯金の残高証明のできる書類によりその残高と照合しなければならない。

(金銭の過不足)

第25条 金銭に過不足が生じたときは、経理事務担当者は遅滞なく出納責任者に報告し、その処置については、経理責任者の指示を受けなければならない。

(収支月計表の作成)

第26条 経理事務担当者は、当該月分の現金、預金の収支月計表を翌月末までに作成し、これを出納責任者を経て経理責任者に提出しなければならない。

第5章 財務

(資金計画)

第27条 年度収支予算にもとづき、出納責任者は、速やかに年次及び月次の資金計画を作成し、経理責任者の承認を得なければならない。

(資金の調達)

第28条 この法人の事業運営に要する資金は、会費収入並びに基本財産及び運用財産より生ずる利息・配当収入、その他の収入によって調達するものとする。

(金融機関との取引)

第29条 金融機関との取引をする場合の金融機関の決定、停止については、経理責任者を通じて理事長の承認を得なければならない。

2 取引の名義人は原則として常務理事名とし、職名を付して設定するものとする。

(資金の運用)

第30条 資金の運用方法は理事長の承認のもと経理責任者の指示によるものとし、堅実なもの以外に運用してはならない。

(資金の貸付)

第31条 資金の貸付は、これを行ってはならない。

第6章 固定資産

(固定資産の範囲)

第32条 この規則において、固定資産とは次の各号をいい、基本財産とその他の固定資産を区別するものとする。

(1) 基本財産

基本財産として特定した預貯金及び有価証券

(2) その他の固定資産

預貯金及び有価証券等、1年を超えて有する資産

在学会員学校預託金

正会員学校預託金

奨学金貸付金

投資有価証券

支部・同窓会預金

(固定資産の管理)

第33条 固定資産として所有する有価証券、定期預金等については、補助簿を設け資産の種類、名称、

数量、取得価額、利子、配当等の所要事項の記録を行うこと。また、固定資産の保全状況及び移動について管理の万全を期さなければならない。

第7章 決算

(決算の目的)

第34条 決算は各事業年度の会計記録を整理し、財務及び会計の状況を明らかにすることを目的とする。

(事業報告及び決算)

第35条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 財産目録
 - (4) 貸借対照表
 - (5) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (6) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 運用及雑則

(細則及び運用)

第36条 この規則の実施に関しては、特に定めるものを除き、別に定める会計処理規則細則によるものとする。

- 2 細則の運用に関する指示は、経理責任者が行うものとする。

(規則の改廃)

第37条 この規則の改廃は、経理責任者の上申に基づき、理事会の決議を経て行うものとする。

(委任)

第38条 この規則に定めるもののほか、会計処理の取扱いに関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、一般社団法人東京電機大学校友会の設立の登記の日から施行する。

附 則

平成26年9月16日 一部改正

附 則

平成27年9月15日 一部改正

附 則

平成29年9月12日理事会 一部改正(第22条)

一般社団法人東京電機大学校友会 会計処理規則施行細則

(目的)

第1条 この施行細則は、一般社団法人東京電機大学校友会会計処理規則(以下、「会計処理規則」という。)第11条ならびに第22条に基づき、業務遂行上必要な事項について定める。

(出納の実施)

第2条 会計処理規則第22条第3項に規定する100万円以上の支払いのうち、1,000万円を超えるものは、理事会に報告するものとする。

2 理事長の承認は、会計処理規則第11条第1項第4号に規定する稟議書(以下、「稟議書」という。)をもって行うものとする。

3 稟議書には、契約書、見積比較等の実施状況、および納品確認等関係書類を添付するものとする。

(稟議書)

第3条 稟議書の書式は、別に定める。

2 稟議書は年度毎に通番を付し、台帳にて管理する。

(改廃)

第4条 本施行細則の改廃は、理事会の承認を得て行うものとする。

附 則

この施行細則は、平成22年7月20日から施行する。

附 則

平成25年5月14日 一部改正(法人名、理事会報告)

附 則

平成29年9月12日理事会 一部改正(第2条)

一般社団法人東京電機大学校友会 資金運用規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人東京電機大学校友会(以下「この法人」という。)の資金の執行方針、運用手続等について定め、資金の適正かつ効率的な運用を図り、もって事業の安定的かつ継続的な進展に寄与することを目的とする。

(運用される資産)

第2条 資金運用の対象とする資産の区分は、次のとおりとする。

- (1) 基本財産
- (2) 特定資産
- (3) その他固定資産

(資金の運用責任者)

第3条 資金の運用責任者は、理事長とする。

- 2 理事長は、理事会の承認を得て、理事の中から資金運用執行責任者を任命する。
- 3 前2項の理事は、善良な管理者の注意をもって資金の運用に当たるとともに、法令及び定款の定めるところに従い、この法人のために忠実に職務を執行しなければならない。
- 4 理事長は、翌事業年度における資金運用の執行方針及び計画につき、理事会の承認を得なければならない。

(基本財産の運用基本方針)

第4条 基本財産は、基本財産の目的に応じて資産価値の維持を図ることを旨として、元本の保証のあるものに限り、利回りについても確定利付のものとし、安全かつ確実性の高い預貯金及び有価証券等で運用しなければならない。

(その他の資産の運用基本方針)

第5条 その他の資産(特定資産及びその他の固定資産)は、資金の積立目的、運用可能期間等その資金の特性を勘案し、適正に運用しなければならない。

(運用の対象)

第6条 この規則において、運用対象(以下「金融商品」という。)は、次に掲げるものをいう。

- (1) 確実な金融機関の預貯金
 - (2) 債券(国債、地方債、政府保証債、一般事業債)
 - (3) 理事会において銘柄が決定された株式
 - (4) その他理事会において承認を得たもの
- 2 債券は、額面を上回る価額で取得してはならない。
 - 3 満期・償還期限前換金が困難あるいは不利となる金融商品は取得してはならない。
 - 4 債券の取得又は保有に係る基準については、別に定める資金運用規則施行細則によるものとする。

(理事会への資金運用状況の報告)

第7条 理事長は、資金の運用状況につき、年2回又は必要に応じて理事会に報告しなければならない。

(資金の運用事務手続)

第8条 第3条第2項に定める資金運用執行責任者は、資金の運用に当たっては、事務局長等に関係金

融商品を調査させ、関係役員等との協議を経た後に、関係書類を添付して理事長の決裁を受けなければならない。ただし、1件当たり5千万円を超える場合は、理事会の承認を得るものとする。

- 2 運用に係る金融商品が満期になり、引き続き同種の金融商品で運用を行う場合についても、前項の規定に準じ事務処理を行われなければならない。
- 3 運用に係る金融商品について、保有する金融商品の大幅な価格下落、信用力の低下等、特別な事情が発生したときは、資金運用執行責任者は速やかに理事長と協議し、適切な措置を講じなければならない。

(改廃)

第9条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年2月13日に制定し、同日より施行する。

附 則

令和6年4月23日理事会 一部改正(第2条)。

一般社団法人東京電機大学校友会 資金運用規則施行細則

(目的)

第1条 この施行細則は、一般社団法人東京電機大学校友会資金運用規則(以下「資金運用規則」という。)第6条第1項第2号に規定する債券(以下「債券」という。)を取得又は保有する場合の基準を定めることを目的とする。

(根拠)

第2条 この施行細則は、資金運用規則第6条第4項に基づき、資金運用規則第10条(委任)を適用し、理事会の決議を経て理事長が定める。

(債券の信用格付け)

第3条 取得又は保有する債券の信用格付けは、別表1に掲げる金融庁登録の信用格付業者による。

2 取得する債券は複数社の格付けが別表1の2に掲げる等級の3以上であること。

3 一社でも格付けが別表1の2に掲げる5等級以下となった債券は保有の是非を見直すこと。

(改廃)

第4条 この施行細則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この施行細則は、平成30年2月13日に制定し、同日より施行する。

附 則

令和6年4月23日理事会 一部改正(別表)。

別表1 信用格付業者(平30. 2. 13)

登録番号	業者名	略号
金融庁長官(格付)第1号	株式会社日本格付研究所	JCR
金融庁長官(格付)第2号	ムーディーズ・ジャパン株式会社	Moody's
金融庁長官(格付)第3号	ムーディーズSFジャパン株式会社	Moody's
金融庁長官(格付)第5号	S&Pグローバル・レーディング・ジャパン株式会社	S&P
金融庁長官(格付)第6号	株式会社格付投資情報センター	R&I
金融庁長官(格付)第7号	フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社	Fitch
金融庁長官(格付)第8号	S&PグローバルSFジャパン株式会社	S&P

別表1の2 信用格付け等級表(平30. 2. 13)

等級	信用格付業者(略号)格付け記号				
	JCR	Moody's	S&P	R&I	Fitch
1	AAA	Aaa	AAA	AAA	AAA
2	AA	Aa	AA	AA	AA
3	A	A	A	A	A
4	BBB	Baa	BBB	BBB	BBB
5	BB	Ba	BB	BB	BB
6	B	B	B	B	B

参考 等級に対応する株式会社日本格付研究所の定義

- 1 信用力は最も高く、多くのすぐれた要素がある。
- 2 信用力は極めて高く、優れた要素がある。
- 3 信用力は高く、部分的に優れた要素がある。
- 4 信用力は十分であるが、将来環境が大きく変化する場合、注意すべき要素がある。
- 5 信用力は当面問題ないが、将来環境が変化する場合、十分注意すべき要素がある。
- 6 信用力に問題があり、絶えず注意すべき要素がある。

一般社団法人東京電機大学校友会 慶弔等規則

第1章 目的

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人東京電機大学校友会(以下「この法人」という。)における慶弔等について定める。

第2章 慶弔

(適用範囲)

第2条 適用範囲は次のとおりとする。

- (1) 役員
- (2) 顧問、相談役及び参与
- (3) 同窓会、支部及び公認団体の役員
- (4) その他理事長が認めた者

(慶弔の種類)

第3条 慶弔の種類は次のとおりとする。

- (1) 慶祝
- (2) 弔慰
- (3) 見舞

(届出)

第4条 慶弔を受ける事由が発生したときは、本人もしくはその家族またはこの法人の会員から、この法人の事務局に届け出るものとする。

(慶弔を受取る者)

第5条 慶弔を受取る者の範囲は次のとおりとする。

- (1) 本人または配偶者(内縁関係にある者も含む)
- (2) 同居の家族(同居人がいない場合は縁籍関係者)

(慶祝)

第6条 第2条に該当する者が社会的榮譽を受けたときは慶祝金3万円を贈る。ただし、榮譽の程度により金額を増減し、または祝品をもって祝金に代えることができる。

(弔慰)

第7条 弔慰は次の区分により贈る。ただし、特に功労のあったとき、またはその他状況に応じ増額することができる。

区分	内容	
第2条第1号	本人死亡の場合は、3万円と花輪(生花)および弔電 父母または配偶者死亡の場合は、1万円と花輪(生花)および弔電	
第2条第2号	本人死亡	1万円または花輪(生花)と弔電 (事後に知った場合は、線香代)
第2条第3号	本人死亡	1万円または花輪(生花)と弔電 (事後に知った場合は、線香代)
第2条第4号	本人死亡	弔慰金と花輪(生花)および弔電

(見舞)

第8条 第2条に該当する者が、疾病のため三週間以上入院し治療を受けた場合は見舞いとして1万円を贈る。ただし、同一の疾病による場合は、一回限りとする。

(贈与に付ける名称)

第9条 贈与物に付ける名称は、この法人の理事長名とする。

第3章 表彰

(表彰)

第10条 この法人の諸活動および活性化に多大な貢献のあった者に対して表彰を行なう。

(表彰対象者)

第11条 表彰を受ける者の範囲は次のとおりとする。

- (1) 任期満了に伴い退任する役員
- (2) 地方支部または支部の会長職を4年以上務めた者
- (3) この法人への貢献が大きいと理事長が認めた者

(表彰内容)

第12条 この法人の役員の任期満了に伴い退任する時は、在任期間に応じて、1年1万円相当の記念品を授与する。

2 地方支部又は県支部の会長職を務めた者には、次のとおり記念品を授与する。

- (1) 会長職を4年以上5年未満務めた者が退任した場合は、5千円相当の記念品を授与する。
- (2) 会長職を5年以上務めた者が退任した場合は、1万円相当の記念品を授与する。

3 前条第3号の場合は、貢献度により、理事長が決定し記念品を授与する。

第4章 専任職員(出向者)の退職(異動)餞別

(退職)

第13条 専任職員(出向者)が退職した場合、この法人に5年以上在職の場合10万円、5年未満の場合は1年につき1万円の退職餞別金を贈る。

(異動)

第14条 専任職員(出向者)が異動した場合、この法人に1年以上在職の場合3万円、1年未満の場合は1万円の餞別金を贈る。

第5章 改廃

(規則の改廃)

第15条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規則は、平成27年5月19日より施行する。従前の事務職員退職(異動)餞別金内規、表彰に関する覚書、慶弔規程は、本規則の施行に伴い、平成27年5月19日をもって廃止する。

附 則

平成27年9月15日理事会 一部改正(規則名称変更)

附 則

令和 6 年 4 月 23 日 理事会 一部改正(第 11 条)

一般社団法人東京電機大学校友会 文書取扱規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人東京電機大学校友会(以下「この法人」という。)の事務局規則第3条第6号の規定に基づき、この法人の文書の取扱いに関し必要な事項を定め、文書に関する業務の正確化と円滑化を図るとともに、文書の取扱いに起因するリスクの防止に寄与することを目的とする。

(事務処理の原則)

第2条 この法人の事務は、軽易なものを除き、文書によって処理することを原則とする。

2 文書とは、この法人の業務上の必要に応じて作成、収集、参照し、又は他に提出されるすべての書類・図面・写真・電磁的記録媒体・マイクロフィルム等をいう。

3 文書は、常に迅速かつ丁寧に取り扱うとともに、その受渡し及び保管を確実にを行い、汚損し、又は紛失しないように注意しなければならない。

(文書管理事務の統括)

第3条 事務局長は、この法人における文書の管理に関する事務を統括する。

(文書の收受)

第4条 この法人に到着した文書には收受印を押す。

(公印の押印)

第5条 文書に公印を押印する場合には、印章管理規則の定めるところによる。

(文書の保存期間)

第6条 文書の保存期間は、永年、10年、5年、3年及び1年とする。

2 文書の保存期間は、次のとおりとする。ただし、法令により定めのあるものについては、その基準によるものとする。

(1) 永年保存

- ① 定款、設立許可書、設立趣意書、主務官庁の許認可書
- ② 総会、理事会等に関する書類
- ③ 登記に関する書類
- ④ 重要な権利義務及び財産の得喪変更に関する書類
- ⑤ 重要な契約に関する書類
- ⑥ 規則等及び例規となるべき書類
- ⑦ その他永年保存を必要と認める書類

(2) 10年保存

- ① 役員に関する書類
- ② 予算及び決算に関する書類
- ③ 会計諸帳簿及び書類
- ④ 人事に関する書類
- ⑤ 重要な調査に関する書類
- ⑥ 証明に関する書類
- ⑦ 会員に関する名簿及び書類

(3) 5年保存

- ① 業務の実施に関する書類

- ② 文書の収受・発送に関する書類
- ③ その他5年保存を必要と認める書類
- (4) 3年保存
 - ① 満期又は解約となった契約書
 - ② 各種往復文書
 - ③ その他3年保存を必要と認める書類
- (5) 1年保存
 - 前各号に該当しない文書で一時的に保存すべき文書

(文書の廃棄)

第7条 事務局長は、毎年保存期間が満了した文書を回収し、焼却その他適切な方法により廃棄するものとする。

2 保存期間が満了した文書であっても、引き続き保存する必要があると認められる文書については、当該文書にその理由を付し、改めて保存期間を指定して保存することができる。

(改廃)

第8条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、文書の取扱いに関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、一般社団法人東京電機大学校友会の設立の登記の日から施行する。

一般社団法人東京電機大学校友会 印章管理規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人東京電機大学校友会(以下「この法人」という。)の文書取扱規則第5条の規定に基づき、この法人の印章の種類、新調、保管、使用等の基準について定め、これを統一的に管理することを目的とする。

(印章の定義)

第2条 この規則において印章とは、この法人が発行し、又は受理する文書、証憑等で、権利義務の行使若しくは履行又は官公署への申請、届出等に際し、この法人名又は職名で証明のために押す印章をいう。

(印章の種類及び管理)

第3条 印章の種類及び保管・押印に関する責任者(以下「保管押印責任者」という。)は、別表1のとおりとする。

2 印章は、盗難及び不正使用のないようすべて印章箱に納めて保管し、勤務時間外にあっては金庫その他確実な保管設備のあるものに保管し、かつ施錠しておかなければならない。

(保管押印責任者の代理)

第4条 前条第1項に規定する保管押印責任者に事故があるとき又は欠けたときは、保管押印責任者があらかじめ指定した者にその事務を代行させるものとする。

(印章のひな形及び寸法)

第5条 印章の表示及び寸法は、別表2のとおりとする。

(印章の新調、改刻及び廃止)

第6条 印章の新調、改刻及び廃止は、保管押印責任者が行う。ただし、保管押印責任者は、必要があると認めたときは理事長の承認を受けなければならない。

2 改刻及び廃止した印章は、理事長の決裁を受け、保管押印責任者が焼却又は裁断の方法により廃棄するものとする。

(印章の使用)

第7条 印章は、保管押印責任者又は保管押印責任者が指示した者でなければ使用することができない。

2 印章の押印を受けようとする者は、理事の職務権限規則別表の決裁権者の決裁を証する書面を添えて押印を受けなければならない。

(印章の事故報告)

第8条 保管押印責任者は、保管する印章が盗難、紛失その他の事故にあったときは、ただちにその経緯について理事長に報告するとともに、その指示を受けて所要の措置を講じなければならない。

(改廃)

第9条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、印章に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、一般社団法人東京電機大学校友会の設立の登記の日から施行する。

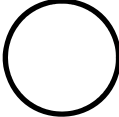
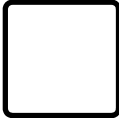
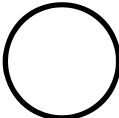
附 則

平成27年9月15日 一部改正

別表1（第3条関係）

種 類	保管押印責任者	表示内容
代表者印	常務理事	役職名
法人印	〃	法人名
常務理事印（金融機関用）	〃	役職名

別表2（第5条関係）

用 途	表 示	寸法（各辺の長さ）
代表者印	 一般社団法人東京電機大学校友会 理事長印	商業登記規則9条3項 に定める寸法の範囲内
法人印	 一般社団法人東京電機大学校友会	一辺が20mm～30mm 程度の正方形のもの
常務理事印 （金融機関用）	 一般社団法人東京電機大学校友会 常務理事	

一般社団法人東京電機大学校友会 参与規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人東京電機大学校友会(以下「この法人」という。)定款第33条第6項に規定する参与について、定める。

(参与の資格)

第2条 次の各号のいずれかに該当する者のうちから、理事会において特別に功労があったと認められた者を参与として遇する。

- (1) 理事長の職にあった者
- (2) この法人の役員として連続3期以上その職にあった者
- (3) 理事長において特に指名した者
- (4) 役員候補者管理委員会規則第5条第2項第6号理事で60歳以上の者

(改廃)

第3条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。社団法人東京電機大学校友会の参与であった者は、一般社団法人東京電機大学校友会の参与とする。

附 則

平成27年9月15日理事会 一部改正(規則名称変更)

参 考

一般社団法人東京電機大学校友会〇〇県支部会則

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人東京電機大学校友会〇〇県支部と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を支部長が指定した場所に置く。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の親睦を図ると共に、母校の発展と郷土の振興に寄与することを目的とする。

(会員)

第4条 本会の会員は、〇〇県に居住する学校法人東京電機大学の設置する学校(前身の諸学校を含む)の卒業生及び特別に入会を希望し承認された者で構成する。

(役員等の構成)

第5条 本会に、次の役員・幹事を置く。(※若干名は各支部判断による)

- (1) 役員
 - 支部長 1名
 - 副支部長 若干名
 - 会計 若干名
 - 会計監査 若干名
- (2) 幹事
 - 幹事 若干名

(役員を選任及び任期)

第6条 役員は、総会において会員の中から選出し、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
2 役員に欠員が生じたときは、役員会で補充するが、その任期は前任者の残任期間とする。ただし、その後開催される総会での承認を要するものとする。

(支部長の職務)

第7条 支部長は、本会を代表し、会務を統括する。
2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故があるとき又は支部長が欠けたときは、支部長の職務を代行する。

(会合)

第8条 本会の会合は、次の通りとする。
(1) 総会原則として年1回支部長が招集し、会務報告、役員を選任その他必要事項を審議する。
(2) 役員会・幹事会必要に応じて支部長が招集し、会務を処理する。
(3) その他支部長が必要と認める場合は、前2号以外の会合を招集することができる。

(理事会への報告事項)

第9条 本会は、次の事項について、校友会理事会に遅滞なく報告するものとする。

- (1) 役員を選出
- (2) 事業報告及び決算

(3) 事業計画及び収支予算

(4) 会則の変更

(決議)

第10条 総会及び役員会・幹事会は、出席人員をもって成立し、決議は出席人員の過半数で決する。

(会費及び会計)

第11条 本会の経費は、支部援助基準に従い、校友会から交付された資金をもって充当するものとする。

2 諸会合に要する経費は、その実費を会員から徴収することができる。

3 本会の会計は校友会の会計の一部を構成するため、会計担当者は校友会事務局と連携するものとする。

4 会計監査は、本会の会計を監査する。

(事業年度)

第12条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(改正)

第13条 この会則の改正は、総会の決議を経て行う。

(委任)

第14条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は役員会において別に定めるものとする。

附 則

平成〇年〇月〇日 会則施行

平成〇年〇月〇日 会則一部改正